

オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
議論のとりまとめ
参考資料

目次

- (1) 経緯
- (2) 電子処方箋の目的・効果
- (3) 電子処方箋の機能
 - ①電子処方箋の全体像について
 - ①-1 電子処方箋管理サービスの運営主体とシステム概観
 - ①-2 医療機関や薬局の参画状況に応じた運用パターンの整理
 - ②本人確認のための仕組みについて
 - ③複数の電子処方箋への対応及び電子処方箋の事前送付
 - ④患者が紙の処方箋を希望した場合の対応について
 - ⑤電子処方箋の真正性確保について
 - ⑥処方・調剤情報及び調剤済み電子処方箋の保存期間について
 - ⑦処方・調剤情報の活用について
 - ⑧マイナポータルを通じた処方・調剤情報の参照について

(1) 経緯

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

第129回社会保障審議会医療保険部会
(令和2年7月9日)資料3(抜粋)

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に

実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用

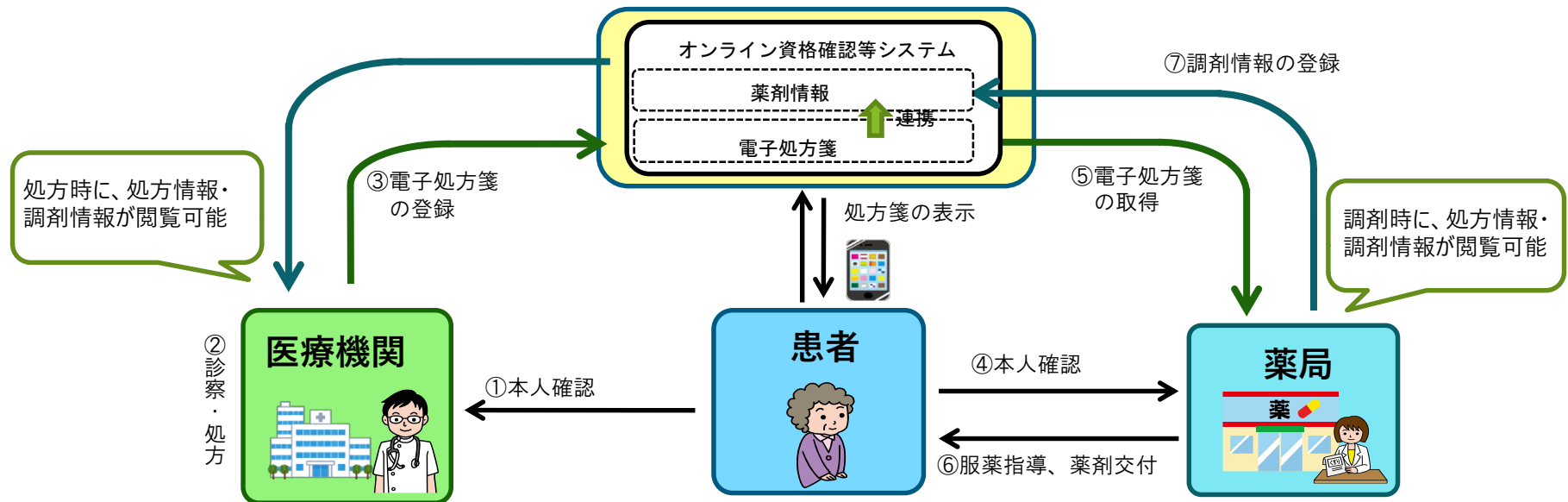


★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

電子処方箋の仕組みの概要

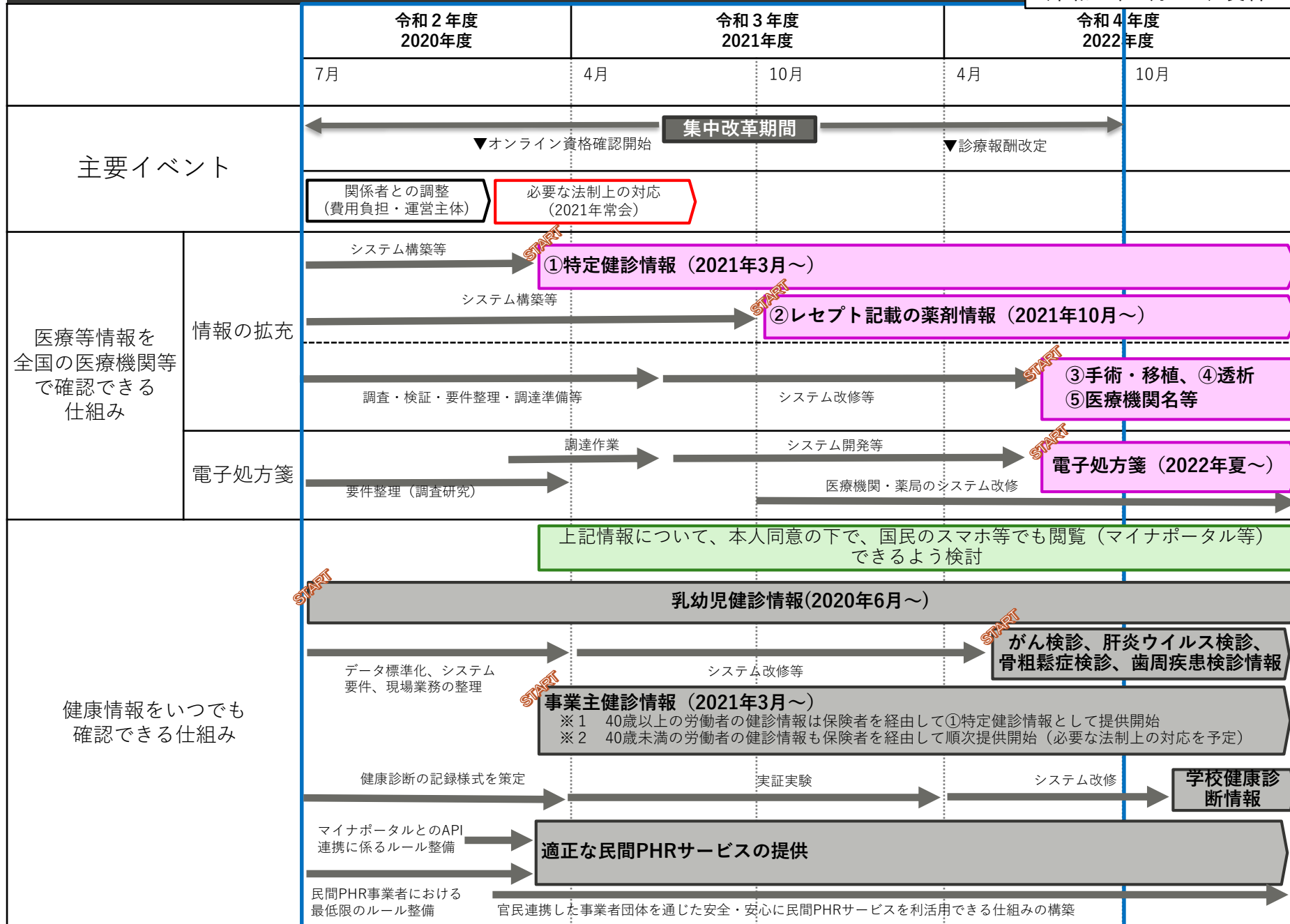
仕組みの概要

- オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋のサーバーを設置する。
- 医療機関は電子処方箋を登録する。
- 薬局において、患者の本人確認を行い、電子処方箋のサーバーから当該患者の電子処方箋を取得する。
- 薬局は調剤情報を電子処方箋サーバーに登録する。
- ※ 電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みを構築する。



データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程

第129回社会保障審議会医療保険部会
(令和2年7月9日)資料3(抜粋)



※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

(2) 電子処方箋の目的・効果

現在の紙の処方箋運用の概要と、電子処方箋の導入による変化

これまでの議論に基づき、紙の処方箋を電子化するとともに、電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みも構築することとしている。

紙の処方箋運用の概要

処方箋発行



- 診察の後、医師は、患者等に対して処方箋を交付する。

処方箋持参



- 患者等は紙で処方箋を持参する。

処方箋受付・服薬指導



- 薬局において、薬剤師は、医師等の処方箋により、調剤する。
- 薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、処方箋を交付した医師等に疑義照会を行う。
- 薬剤師は、調剤の際、患者等に対し、服薬指導を行う。

調剤記録・保管



- 調剤済みとなった処方箋を3年間保存。
- 調剤結果等を医師等に情報提供することが努力義務化。

電子処方箋導入による変化

- 電子的に処方箋を交付する。
- 医師は、過去の処方・調剤情報を参照したうえで、処方を実施。

- 持参の必要が無くなる。
- マイナポータル等で自己の処方・調剤情報を閲覧

- 電子処方箋に基づき調剤。
- 薬剤師は、過去の処方・調剤情報を参照したうえで、疑義照会、服薬指導を実施。

- 処方箋は電子的に保存可能。
- 調剤結果等の医師等への情報提供が電子的に可能。

電子処方箋システムを導入することによるメリットについて(考えられる案)

紙の処方箋が無くなることによるメリット

- ・紙の処方箋の偽造や再利用の防止
- ・紙の処方箋の印刷に係るコストの削減
- ・調剤された薬剤を受け取る際に、紙の処方箋の持参が不要になる。
- ・遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる。
- ・紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。

処方内容を電子化することによるメリット

- ・薬局から医療機関への処方内容の照会を反映した調剤結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。
- ・調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力等が防止される。
- ・処方情報の事前送付をより簡便に行うことができようになり、待ち時間の短縮が期待される。

電子化した処方情報を共有することによるメリット

- ・医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる。
- ・複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる。
- ・直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報や健診情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- ・患者自らが直近の処方情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、服薬情報の履歴を管理できるとともに、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

(出典) 電子処方箋の運用ガイドライン(第2版)等により作成

(3) 電子処方箋の機能

① 電子処方箋の全体像について

①-1 電子処方箋管理サービスの運営主体とシステム概観

電子処方箋管理サービスの運営主体

電子処方箋管理サービスを構築するに当たっては、以下のように、オンライン資格確認等システムと連動し運用することにより、様々な点で効率化を図ることが可能であるため、オンライン資格確認等システムを運営する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会を運営主体とする

電子処方箋の仕組み構築に必要な機能

①医療機関及び薬局をつなぐセキュアなネットワーク

②電子処方箋の患者単位の名寄せ

③電子処方箋を作成する電子カルテ等と電子処方箋管理サービスとの連携

④処方・調剤情報の参照とレセプト薬剤情報の参照との整合性確保

⑤医療機関情報や薬剤情報等のマスタが必要

活用可能なオンライン資格確認等システムの機能

オンライン請求ネットワーク等を活用可能。

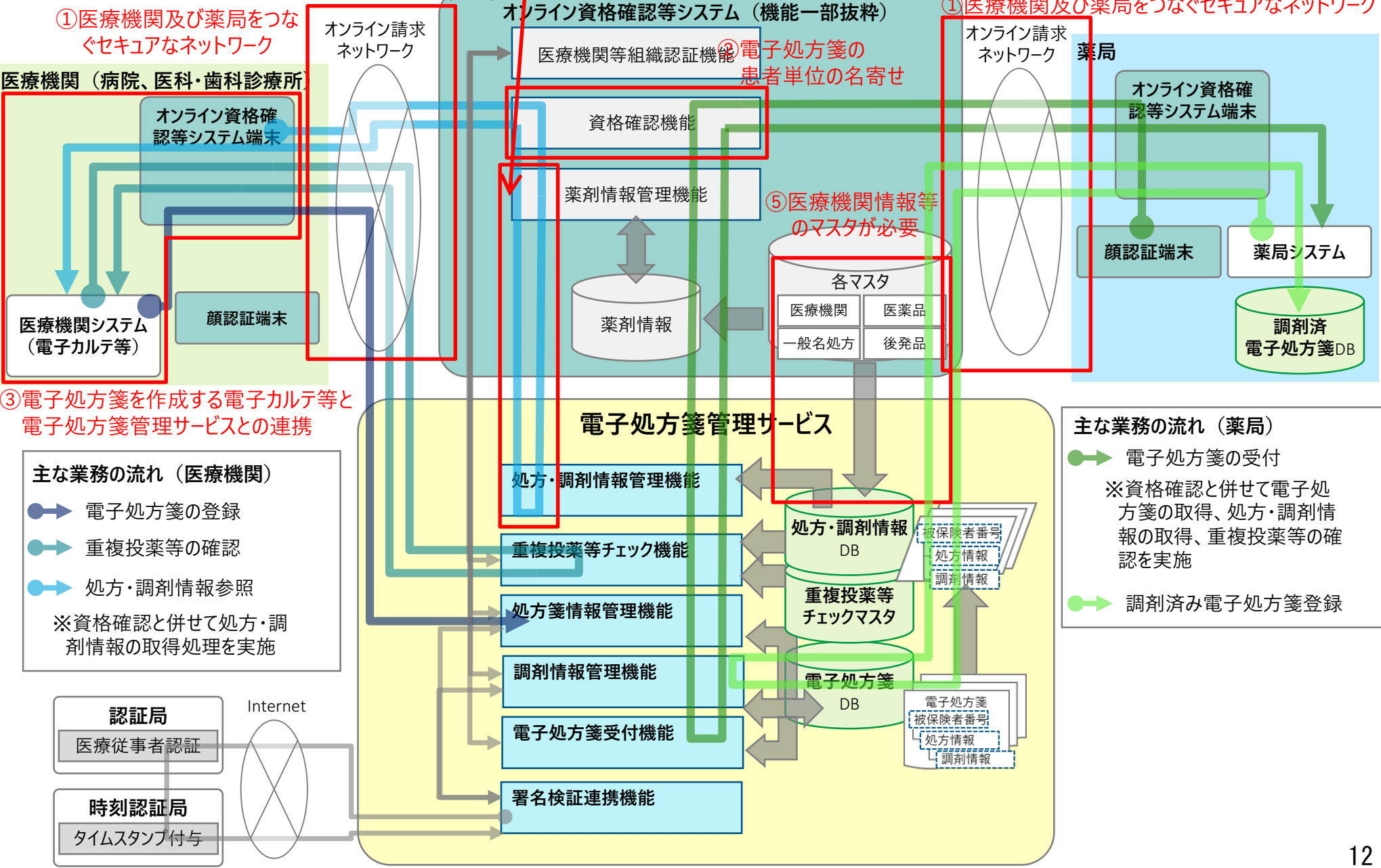
マイナンバーカードの電子証明書シリアル番号や被保険者番号を管理しており、効率的な名寄せが可能。

資格確認端末にインストールするアプリケーションで電子カルテ等とオンライン資格確認等システムを連携しており、当該アプリケーションを活用可能。

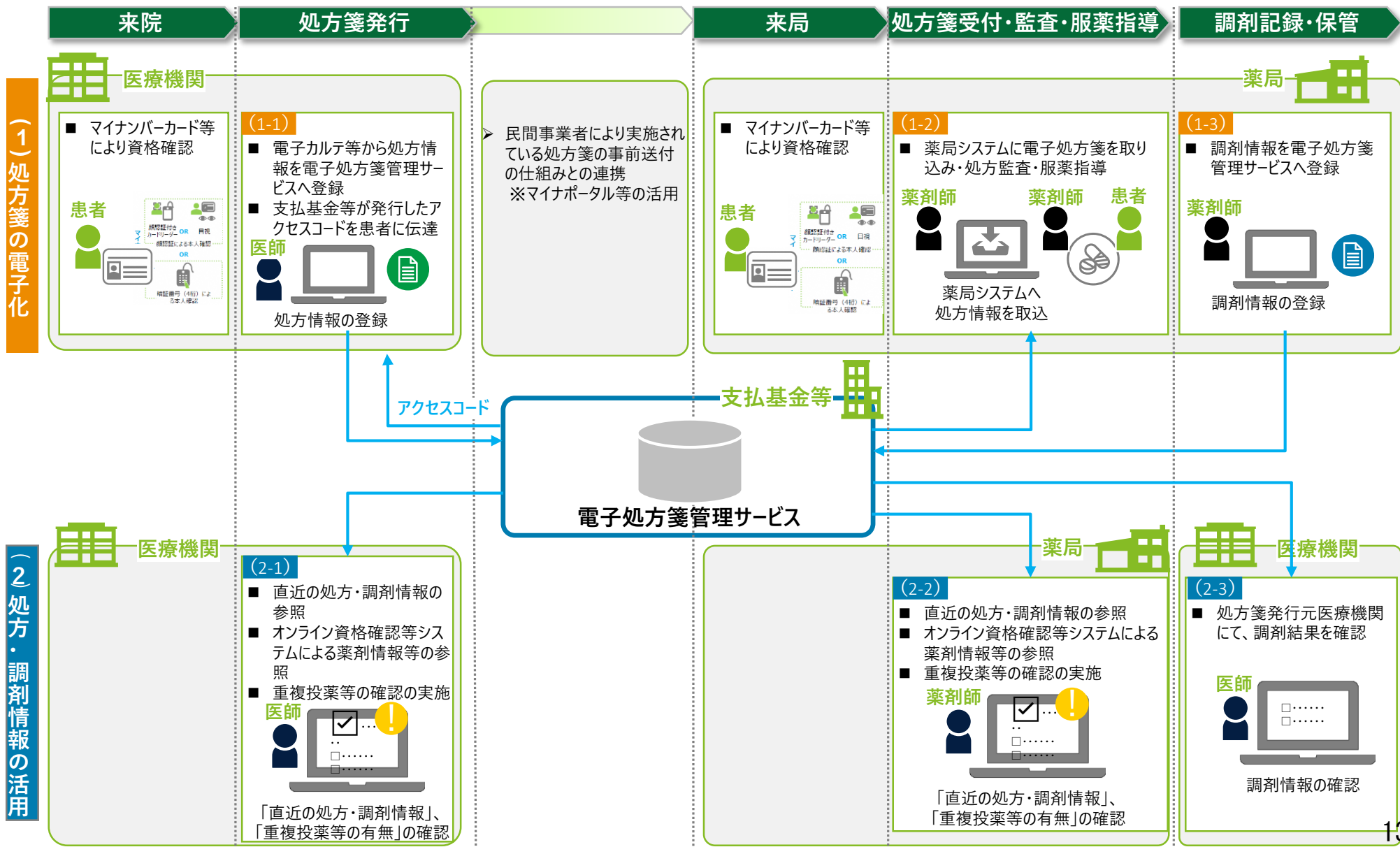
運営主体が同一であれば連続的・整合的な参照が可能。

オンライン資格確認等システムにあるマスタを活用することが可能。

電子処方箋システムフロー (案)

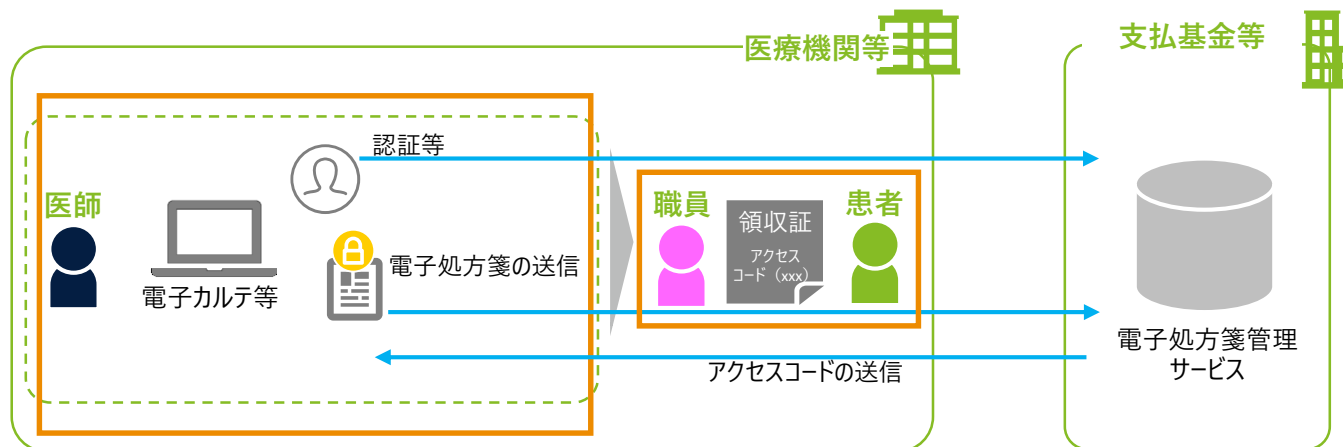


電子処方箋管理サービスの仕組みを踏まえた運用全体像



【医療機関】

(1-1) 処方箋発行 (イメージ)

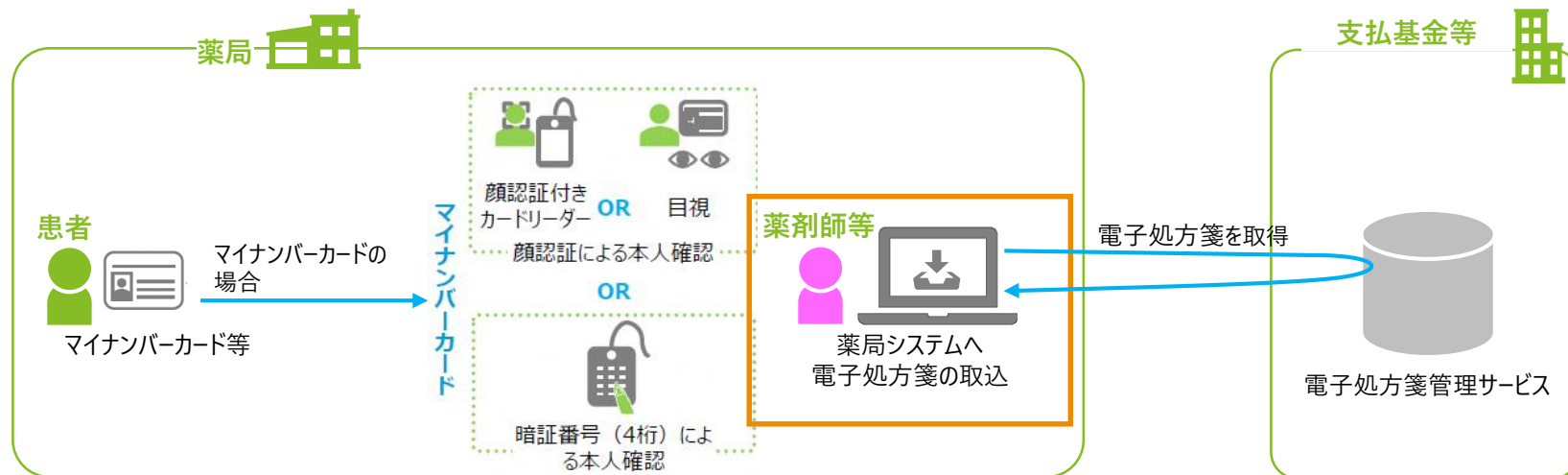


メリット

- 患者が薬局に持参する紙の処方箋が不要になる。
- 紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。
- 処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- マイナポータルを活用して処方・調剤情報やレセプトの薬剤情報をトータルで一元的に確認することができる。

【薬局】

(1-2) 処方箋受付 (イメージ)

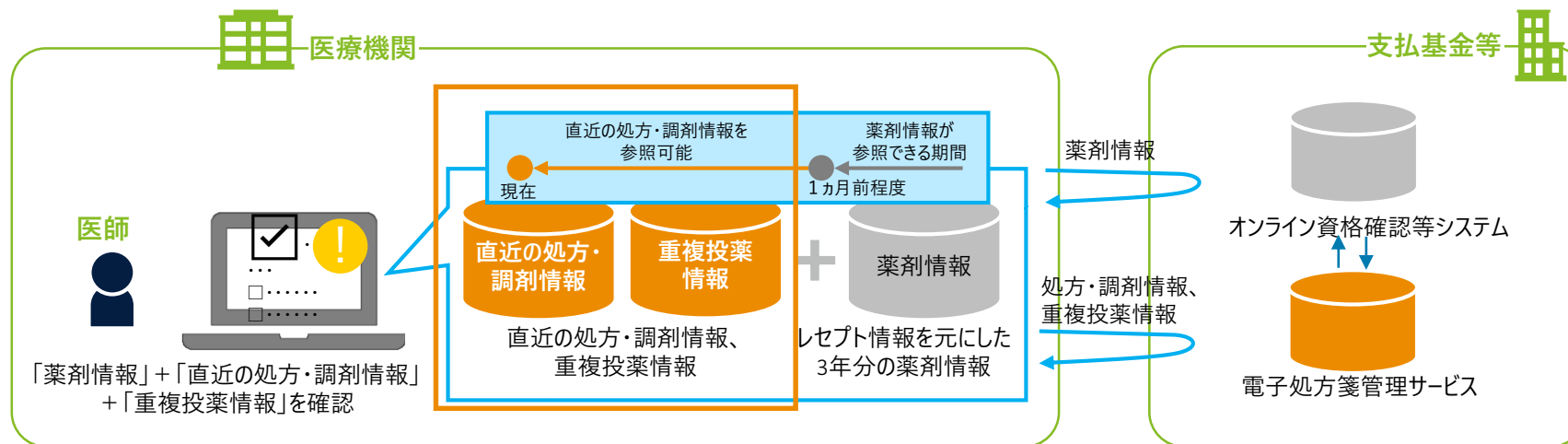


メリット

- 調剤に関する入力等の労務が軽減される。

【医療機関】

(2-1) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）

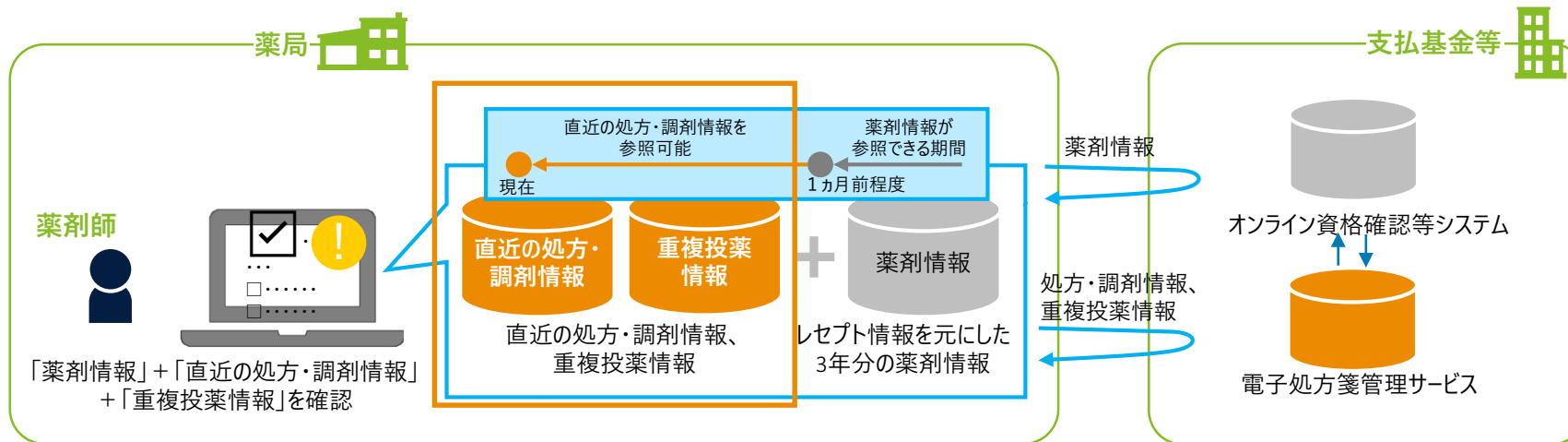


メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

【薬局】

(2-2) 直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬情報（イメージ）

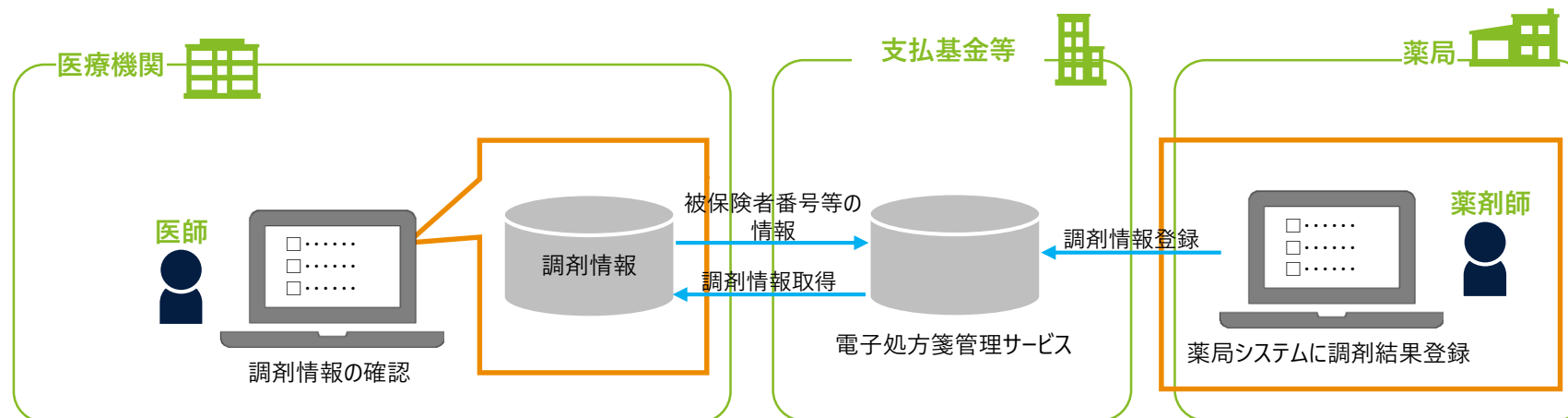


メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- 疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- 他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる

【医療機関】

(1-3、2-3) 調剤情報の伝達 (イメージ)



メリット

- 薬局の調剤業務の結果を医療機関に戻すことで、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる
- 医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になる
- 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる

【患者】

(3-1) マイナポータルによる処方・調剤情報の参照 (イメージ)

現状



現在 ← 1カ月前程度

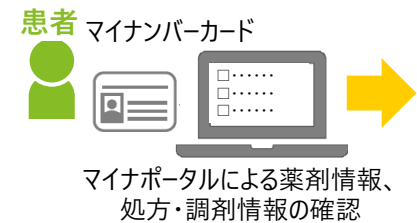
【直近の処方・調剤情報】
薬剤情報が登録される以前の処方・調剤情報が参照できない

氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
処方
調剤

【薬剤情報】
レセプト情報を基にした3年分の情報が参照可能

薬剤情報					
氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
処方
調剤

電子処方箋導入



現在 ← 1カ月前程度

【直近の処方・調剤情報】
薬剤情報が登録される以前の処方・調剤情報が参照可能

氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
処方
調剤

薬剤情報
レセプト情報を基にした3年分の情報が参照可能

薬剤情報					
氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
処方
調剤

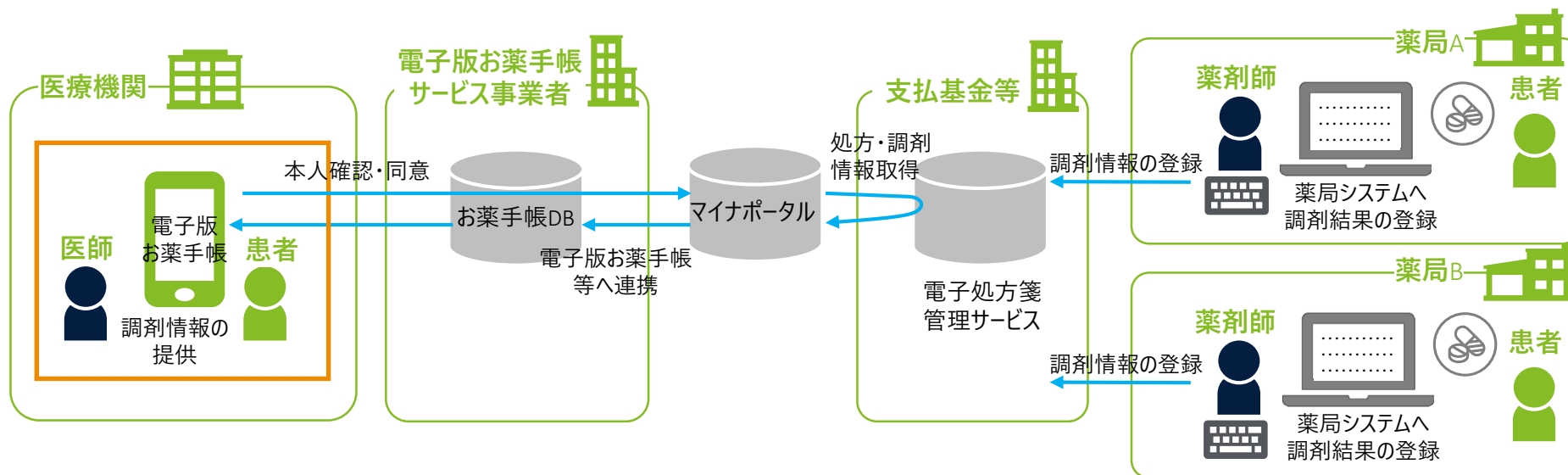
※医療関係者等の意見も聞きながら、連続性がある形で閲覧できるよう、システム上の連携や画面を工夫する

メリット

- 患者自らが実際に調剤された情報を電子的に保存・蓄積し、服薬情報の履歴を管理できる

【患者】

(3-2) 電子版お薬手帳による処方・調剤情報の管理 (イメージ)



メリット

- 直近の調剤情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

(3) 電子処方箋の機能

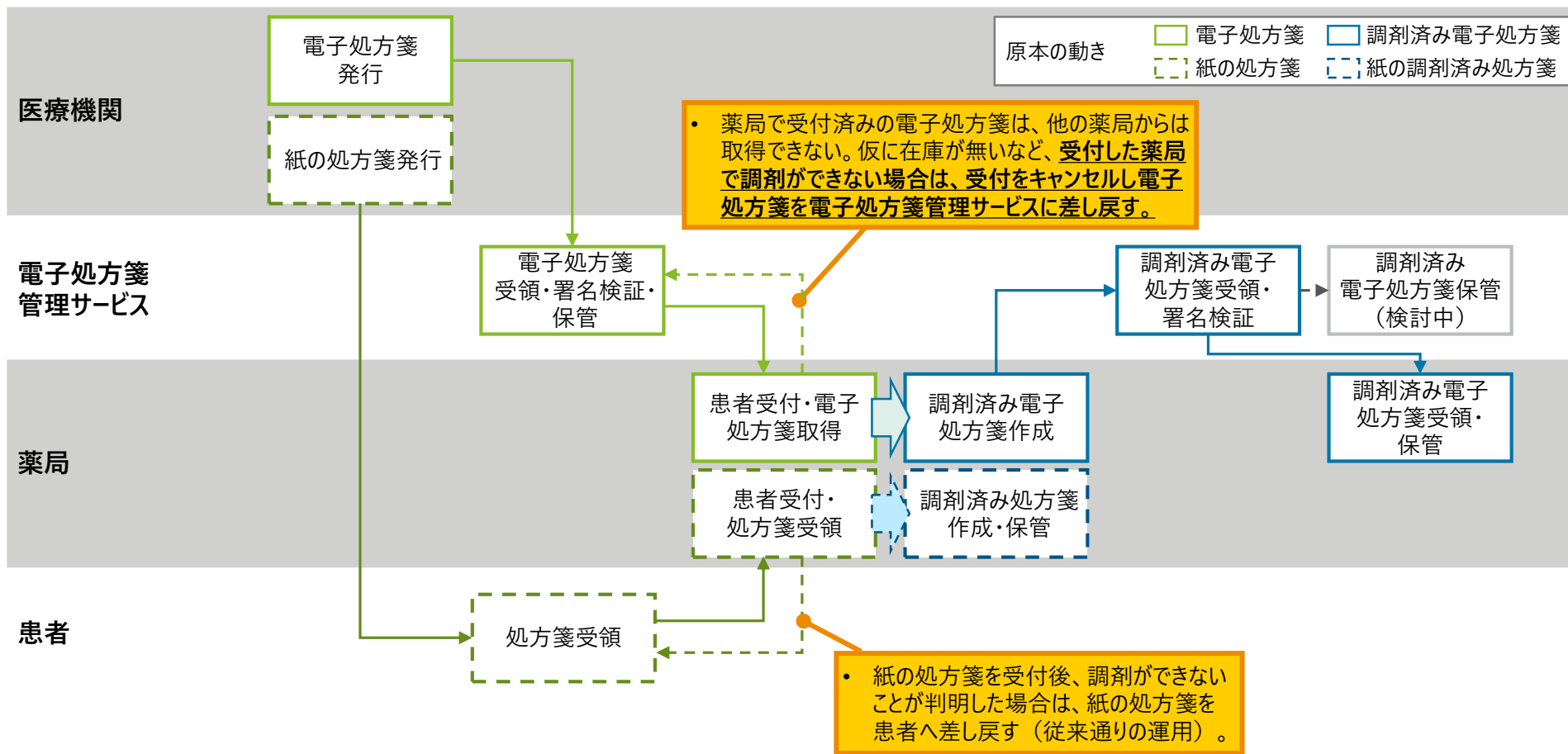
①電子処方箋の全体像について

①-2 医療機関や薬局の参画状況に応じた運用パターンの整理

電子処方箋原本の所在の遷移について

電子処方箋の原本は、医療機関で発行した後に、電子処方箋管理サービスにて保管し、薬局での患者受付時に薬局へ移動する流れとなる。また、薬局で作成した調剤済み電子処方箋は、電子処方箋管理サービスでの署名検証などを経て、薬局システムにて原本保管する。

なお、紙の処方箋は従前通り、患者を介して薬局に移り、調剤済み処方箋を薬局内で原本保管する流れに変更はない。



処方箋の形態と電磁的情報登録の考え方について

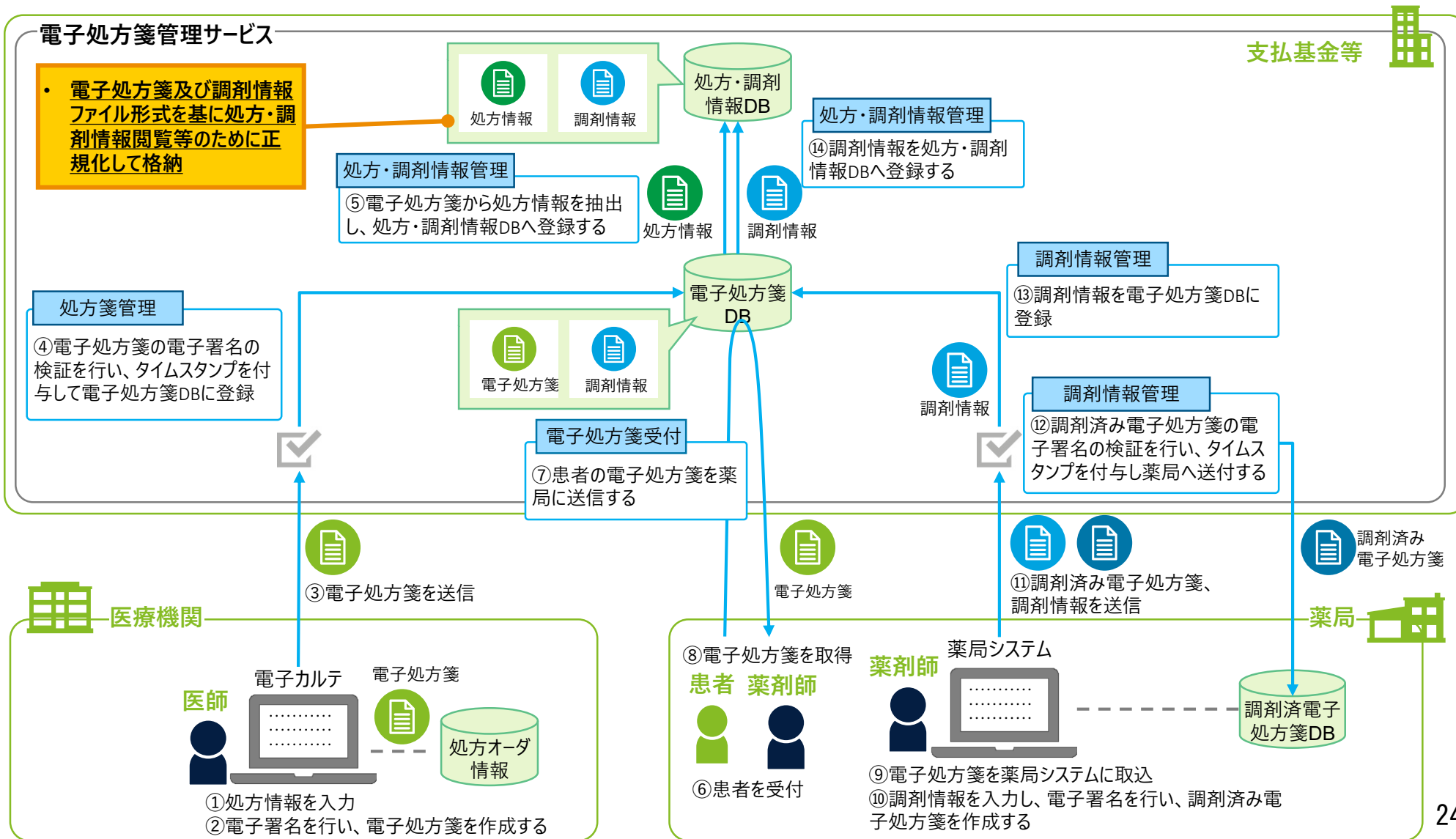
電子処方箋の仕組みを活用し、そのメリットを十分に発揮するためには、処方・調剤情報が電子処方箋管理サービスに集約できる必要がある。この観点から、電子処方箋に対応している医療機関であれば、電子処方箋・紙の処方箋の何れを発行した場合でも、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録可能な仕組みとする。同様に、電子処方箋に対応している薬局であれば、電子処方箋・紙の処方箋何れが持込まれた場合でも、調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録可能な仕組みとする。具体的な運用パターン例を次頁以降に記載する。

医療機関			薬局		
電子処方箋 対応有無	処方箋の形態（紙または電子）	電子処方箋管理 サービスへの 処方情報の登録	電子処方箋 対応有無	電子処方箋管理 サービスへの 調剤情報の登録	運用パターン （次頁以降参照）
対応済み	電子処方箋 →医療機関の医師が電子処方箋管理 サービスに登録した処方箋	登録する （電子処方箋から 抽出）	対応済み	登録する	①
			未対応	（対応不可）	
	医療機関で発行した紙の処方箋 →医療機関の医師が電子カルテ等を利用 して作成・印刷した処方箋	登録する （処方箋情報から 抽出）	対応済み	登録する	②
			未対応	登録不可	③
未対応	医療機関で発行した紙の処方箋 →医療機関の医師が電子カルテ等を利用 して作成・印刷した、又は手書きで発 行した処方箋	登録不可	対応済み	登録する	④
			未対応	登録不可	従来通り

電子処方箋管理サービスの仕組みについて

【運用パターン①】

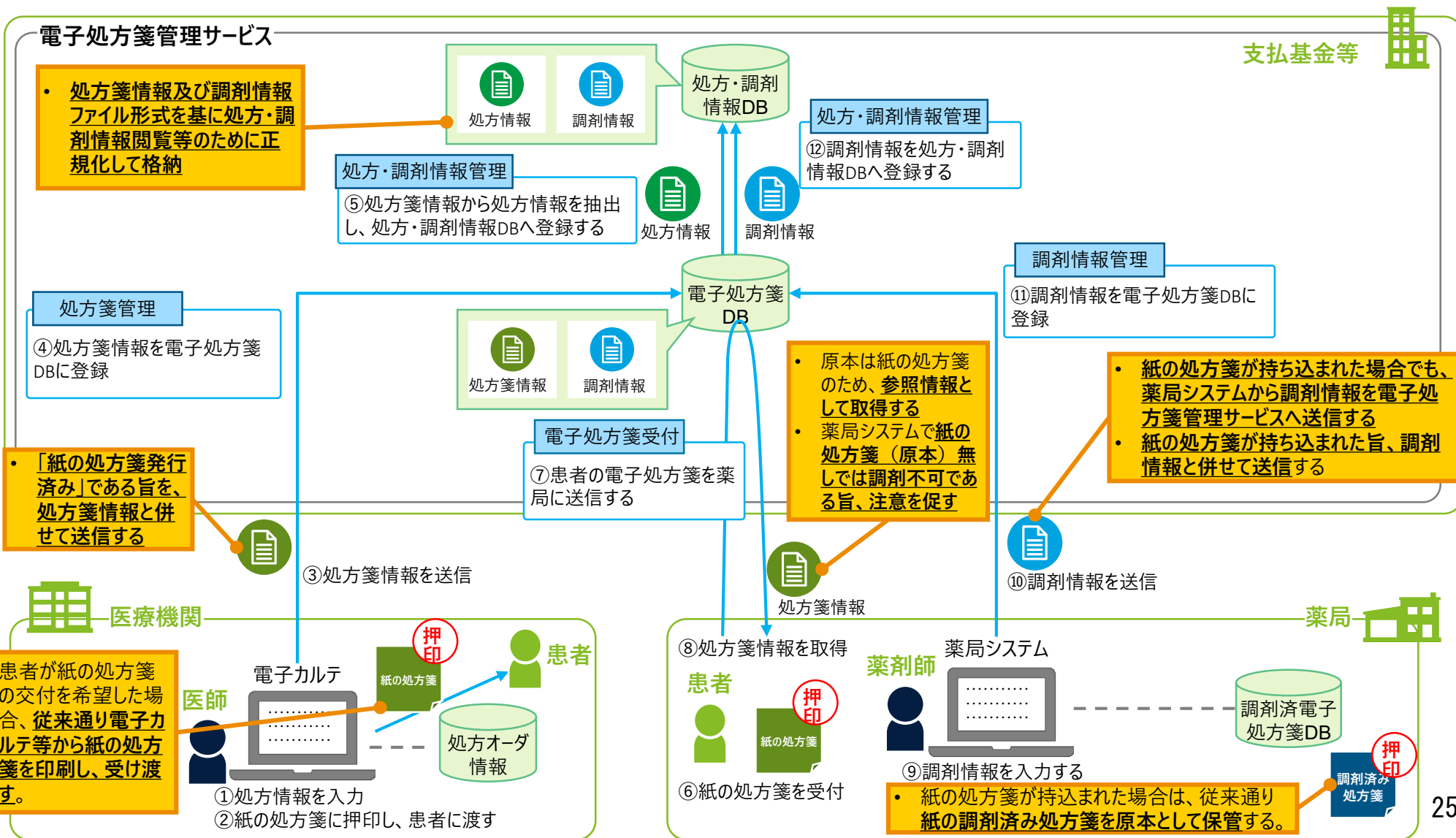
電子処方箋対応済み医療機関が電子処方箋を発行し、電子処方箋対応済み薬局が受領した場合



電子処方箋管理サービスの仕組みについて

【運用パターン②】

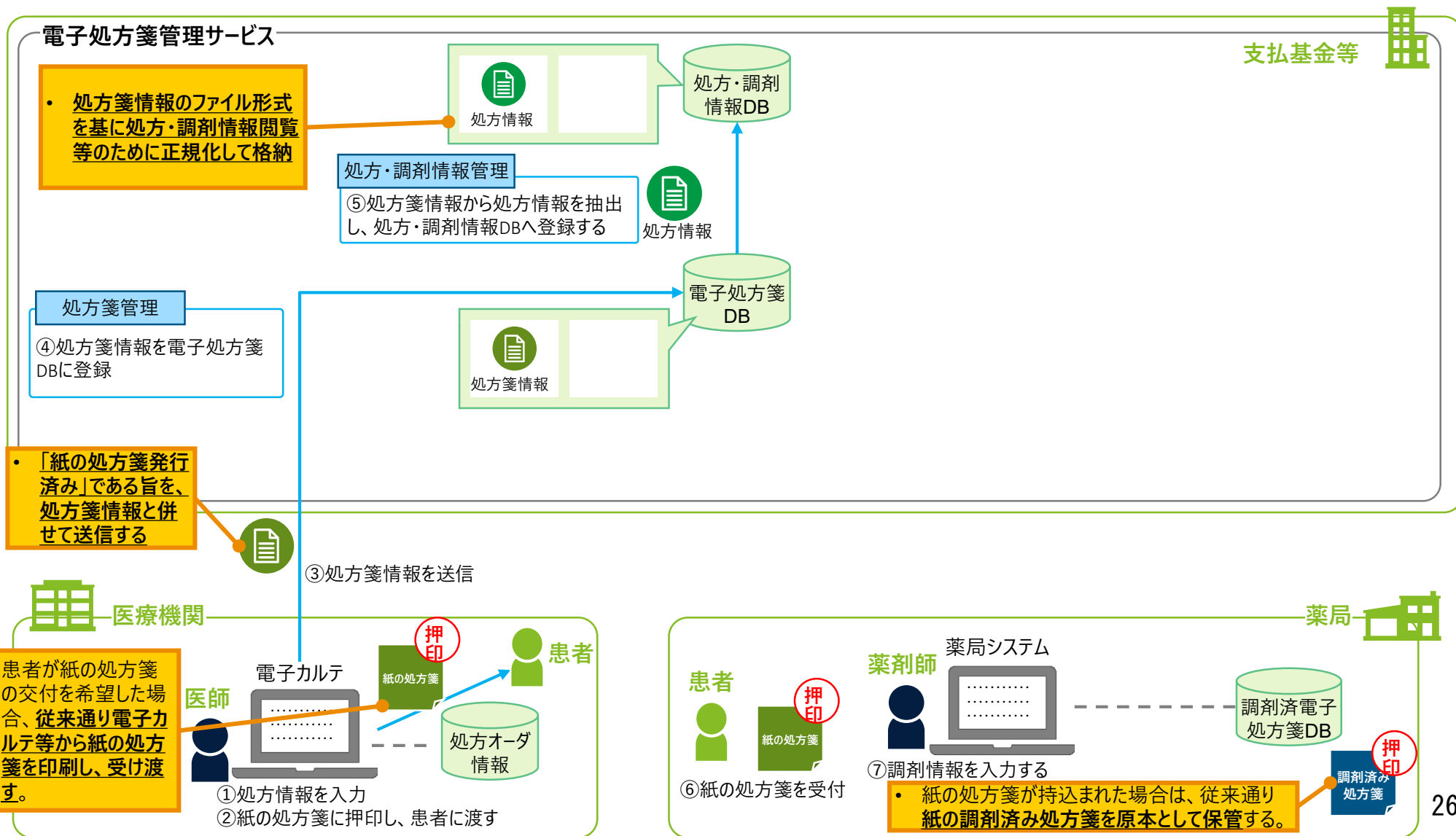
電子処方箋対応済み医療機関が紙の処方箋を発行し、電子処方箋対応済み薬局が受領した場合



電子処方箋管理サービスの仕組みについて

【運用パターン③】

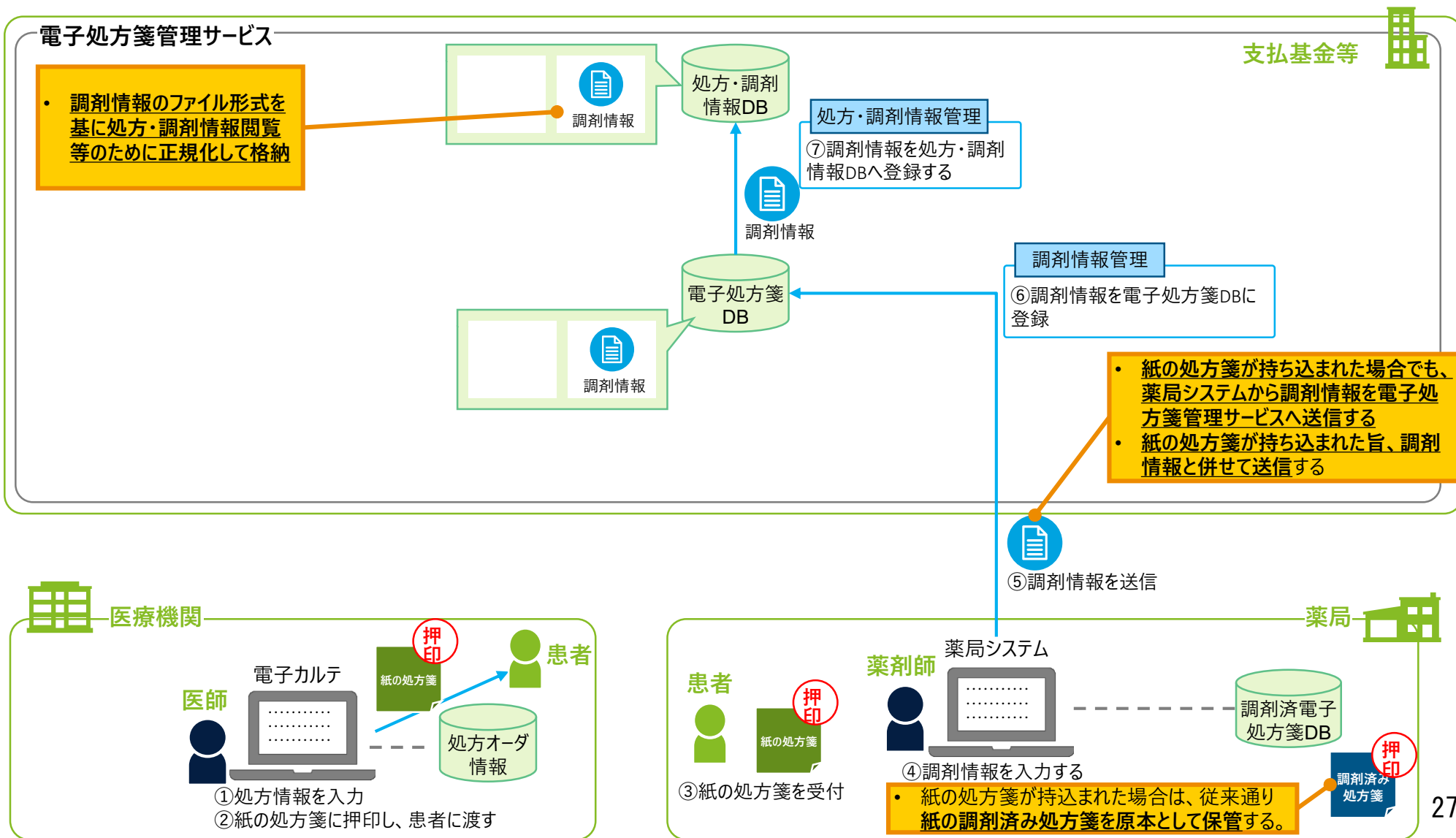
電子処方箋対応済み医療機関が紙の処方箋を発行し、電子処方箋未対応薬局が受領した場合



電子処方箋管理サービスの仕組みについて

【運用パターン④】

電子処方箋未対応の医療機関が紙の処方箋を発行し、電子処方箋対応済み薬局が受領した場合



電子処方箋の形式について

当初電子処方箋への活用を想定していたHL7 FHIRについては、電子処方箋管理サービスや医療機関・薬局システムを巻き込んだフィージビリティを確認する必要があり、電子処方箋の運用開始を予定している2022年夏頃までにシステム構築を含めて対応することが困難である可能性がある。そのため、電子処方箋管理サービスで利用するデータ形式については、既の実運用で利用されている2次元シンボル形式等の活用も踏まえて、実現可能な手段を引き続き協議する。

処方・調剤データ形式の候補

処方・調剤データ形式	概要	ファイル形式	メンテナンス主体
電子処方箋 HL7FHIR記述仕様書案	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「診療情報提供書, 電子処方箋等の電子化 医療文書の相互運用性確保のための標準規格の開発研究」にて取り纏められている最中の、HL7FHIRに準拠した電子処方箋データの記述仕様 	JSON	(未定)
電子処方箋 CDA 記述仕様	<ul style="list-style-type: none"> 処方箋の電子的な運用において用いられる、処方箋及び調剤結果に関する医療文書の記述仕様 	XML	(未定)
院外処方箋2次元 シンボル記録条件規約 + 電子版お薬手帳データ フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> 紙の院外処方箋にQRコードで印字し、薬局システムで読み取ることで処方箋の内容を容易に電子化するための記録規約。及び、調剤明細書等にQRコードで印字し、電子版お薬手帳アプリなどで読み取ることで、お薬手帳の電子化を容易にするための記録規約 	CSV	JAHIS

(3) 電子処方箋の機能

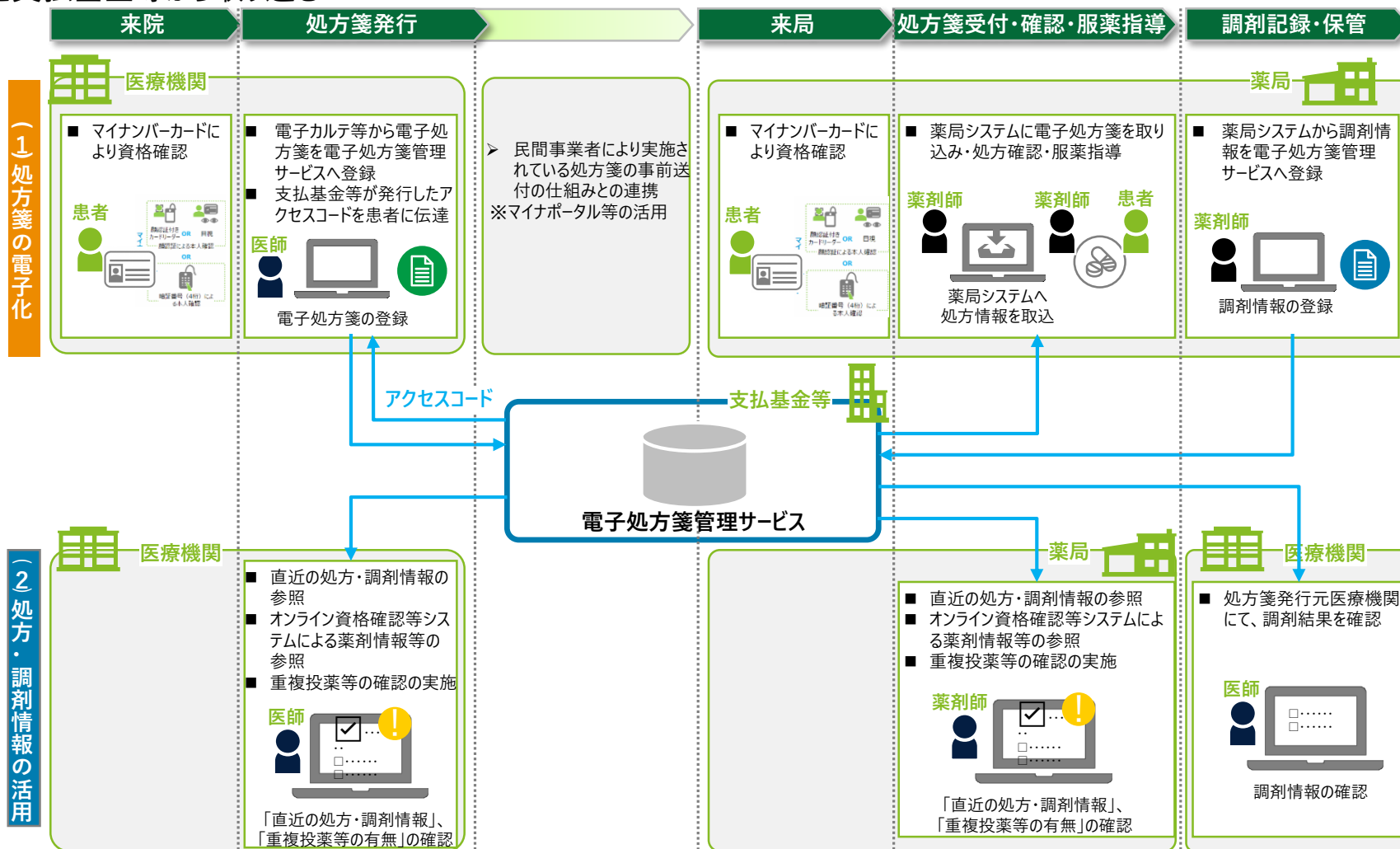
②本人確認のための仕組みについて

電子処方箋を薬局のシステムに取り込む仕組み

マイナンバーカードを持っている患者への対応フロー

マイナンバーカードを持っている患者に対しては、以下のプロセスにより電子処方箋のやり取りを行うことを想定する

- 医療機関において、マイナンバーカードを用いて被保険者番号と電子処方箋とを紐付けて、支払基金等に登録
- 患者に対してアクセスコードを発行する（電子処方箋の薬局への事前送付等で利用）。
- 薬局において、マイナンバーカードの顔認証端末による本人確認と、被保険者番号との紐付けを確認したうえで、電子処方箋を支払基金等から取り込む



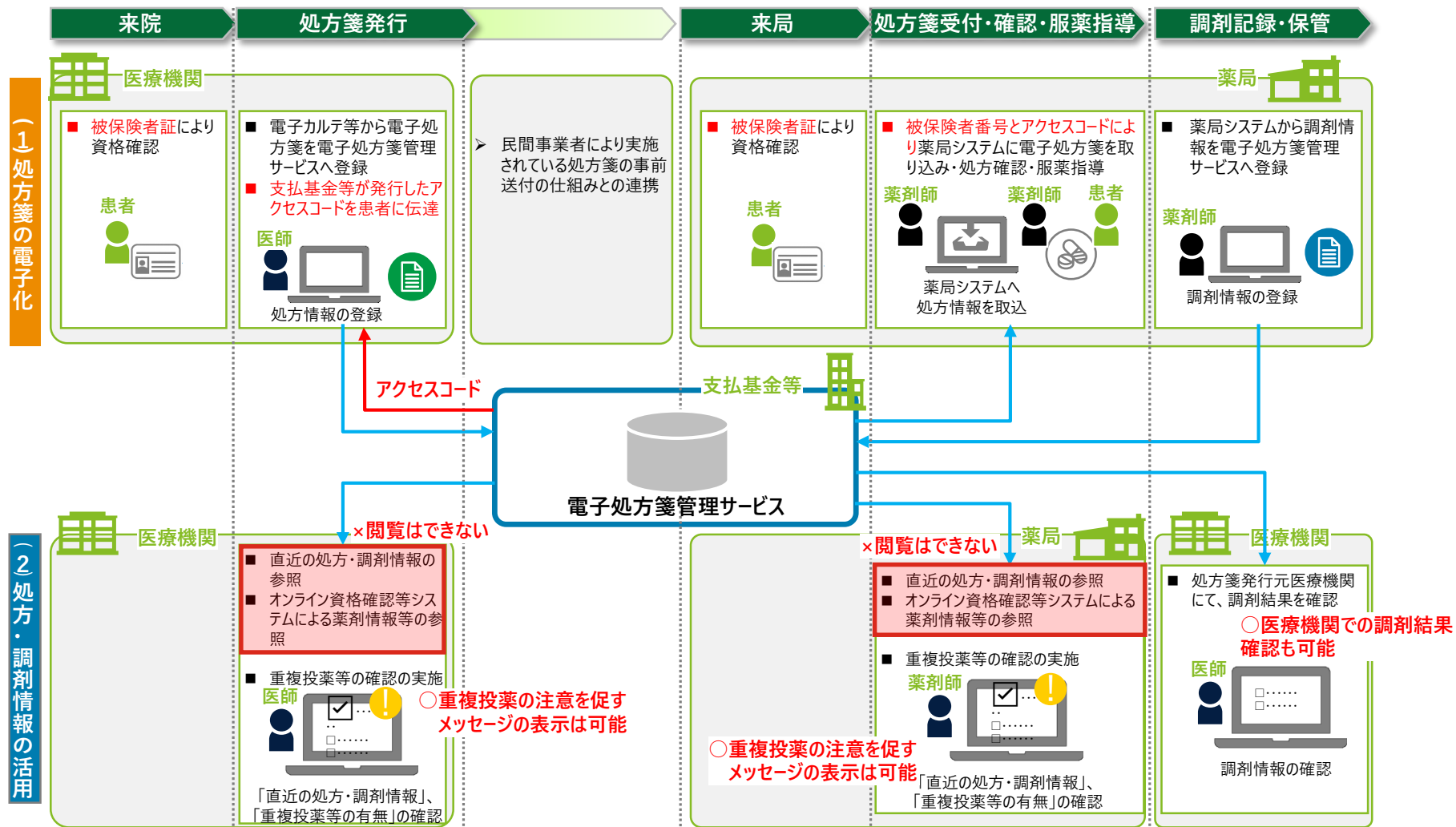
電子処方箋を薬局のシステムに取り込む仕組み

マイナンバーカードを持っていない患者への対応について

- マイナンバーカードを持っていない患者については、薬局において「電子処方箋の交付を受けた者」であることを厳格に確認するために、被保険者証及び患者本人しか知り得ない「アクセスコード」により確認を行う
- 具体的には、以下の仕組みとする。
 - 医療機関で電子処方箋を支払基金等に登録した際、支払基金等が発行するアクセスコードを患者に伝達する。
 - 患者が薬局で調剤を受ける際は、薬局に対して被保険者証の提示とアクセスコードの伝達を行い、薬局は被保険者番号とアクセスコードにより支払基金等から電子処方箋を取り込む。
- なお、医療機関における被保険者番号と電子処方箋の紐付けについては、被保険者証の提示により行うこととする。（マイナンバーカードを持っていない患者の被保険者資格の確認も、被保険者証の提示で行うため。）
- また、オンライン資格確認等システムを活用したレセプトの薬剤情報の閲覧については、マイナンバーカードによる本人同意を得る必要があり、マイナンバーカードを持っていない場合は閲覧できない。このため、調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧についても、マイナンバーカードによる本人同意が得られた場合にのみ閲覧できる整理とする。
- ただし、重複投薬等の確認機能に関しては、医療機関等が患者の過去の処方情報等を閲覧することを要さないため、支払基金等が発する重複投薬等に係る注意メッセージを医療機関等が受け取ることが可能である。

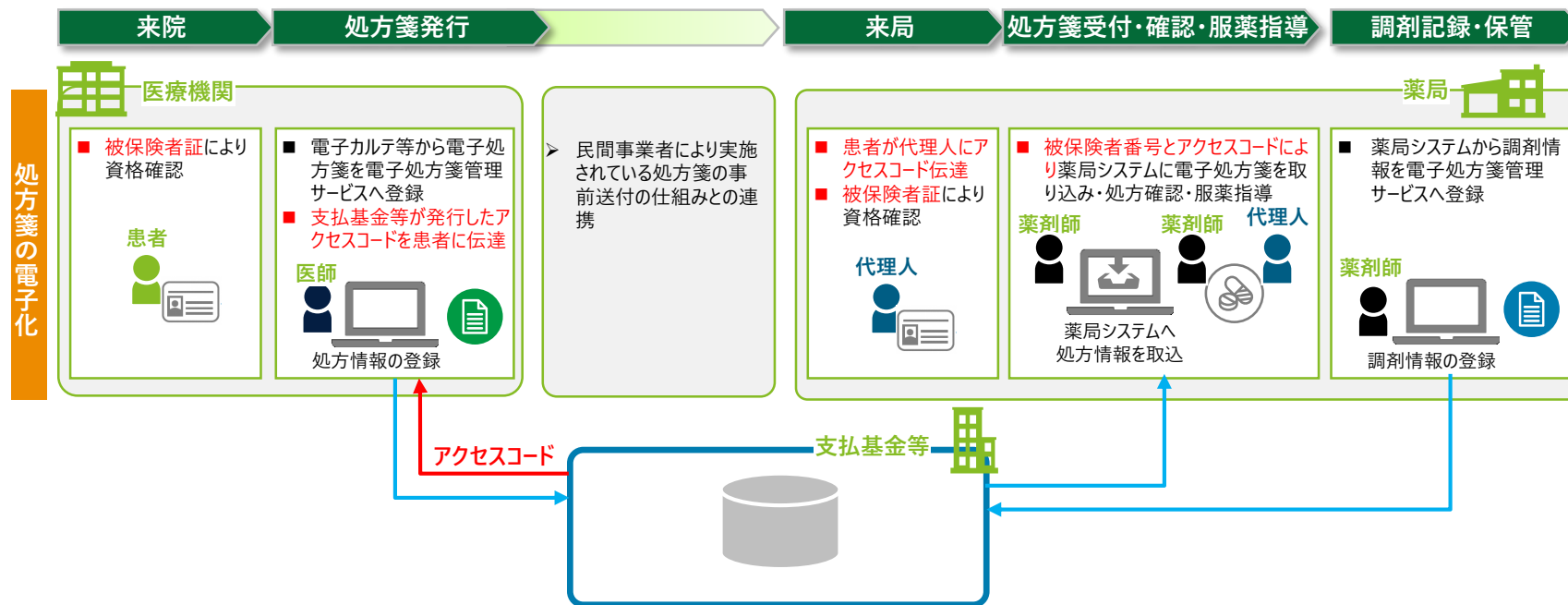
電子処方箋を薬局のシステムに取り込む仕組み

マイナンバーカードを持っていない患者への対応フロー



本人以外が来局する場合の対応について

- マイナンバーカードを持っている患者の代理人が来局する場合の対応については、オンライン資格確認等システムにおける資格確認方法に準拠することとする。
- マイナンバーカードを持っていない患者の代理人が来局する場合の対応については、本人がマイナンバーカードを持っていない場合と同様に、被保険者証とアクセスコードを用いた方法とする。

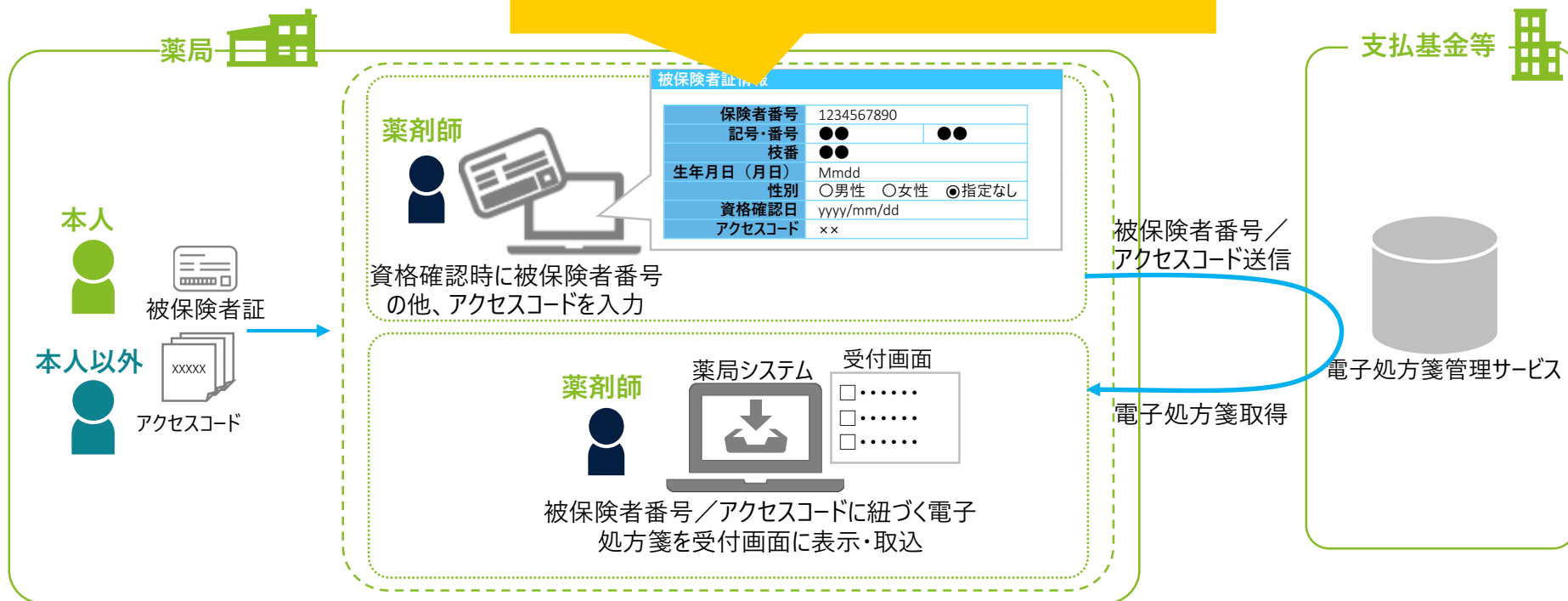


マイナンバーカードを有さない本人、または本人以外が来局時の対応

マイナンバーカードを有さない患者本人、または本人以外（現にその看護に当たっている者）が来局する場合には、被保険者番号とアクセスコードにより本人確認を行う運用とする

マイナンバーカードを有さない本人、又は本人以外が来局時の電子処方箋の取得

- 患者から提示された被保険者番号とアクセスコードを入力し、電子処方箋管理サービスへ対象の処方情報を問い合わせ



アクセスコードの仕様について

業界団体などのパスワードの桁数要件を踏まえ、アクセスコードの仕様を下記の通り想定する。

- 医療機関における患者へのアクセスコードの伝達方法：医療機関において、口頭でアクセスコードを伝えるとともに、領収証及び明細書に印字することを想定する。印字は患者のマイナンバーカード保有有無に関わらず行うことを想定する
- アクセスコードの桁数：患者の利便性及び各種ガイドラインのセキュリティ要件を考慮しアクセスコードは3桁とする

【医療機関における患者へのアクセスコードの伝達方法検討の前提】

■ 電子処方箋の趣旨を鑑みて、アクセスコードを患者へ伝達するために新たな紙帳票の発行は想定していないが、医療機関が新たな紙帳票の発行を妨げるものではない

(参考) 医療機関で患者への無償交付が義務化されている書類

- 医療機関で下記の患者への書類の無償交付が義務化されている。
 - ・ 領収証（平成18年3月6日保発第0306005号）
 - ・ 明細書（平成30年3月5日保発0305第2号）

【桁数検討の前提】

■ 薬局への処方箋事前送付時の電子版お薬手帳アプリへの入力や、電話による薬局への伝達等、患者の利便性を考慮した桁数とする必要がある。

■ 処方箋の4日間の有効期限内でアクセスコードを十分な回数発行できる桁数である必要がある。

(参考) 業界団体におけるパスワードの桁数の要件について

【Digital Identity Guidelines（NIST（規格の標準化を支援しているアメリカ政府機関））】

■ ユーザーが作成するパスワードの場合、少なくとも8文字

■ システムで自動生成されたパスワードの場合、少なくとも6文字

（例：Zoomではミーティングを設定すると6桁の数字がパスワードとして自動で設定）

出所：<https://openid-foundation-japan.github.io/800-63-3-final/sp800-63b.ja.html#singlefactorOTP>）

【クレジットカードのセキュリティガイドライン】

■ セキュリティコードは3～4桁

数回失敗すると使用不可等の対策がされている

■ 「セキュリティコード」はクレジットカード保有者（「カード番号」、「名義人」、「有効期限」）が利用したことをチェックする位置づけ（券面認証）

出所：https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2020.pdf

【インターネットの安全・安心ハンドブック（内閣府サーバーセキュリティセンター（NISC））】

■ ログインパスワード(Webサービス等に使うもの)の場合、10文字以上

（システムで自動生成されたパスワード等の記載はなし）

出所：<https://www.nisc.go.jp/security-site/files/handbook-all.pdf>

(3) 電子処方箋の機能

③複数の電子処方箋への対応及び電子処方箋の事前送付

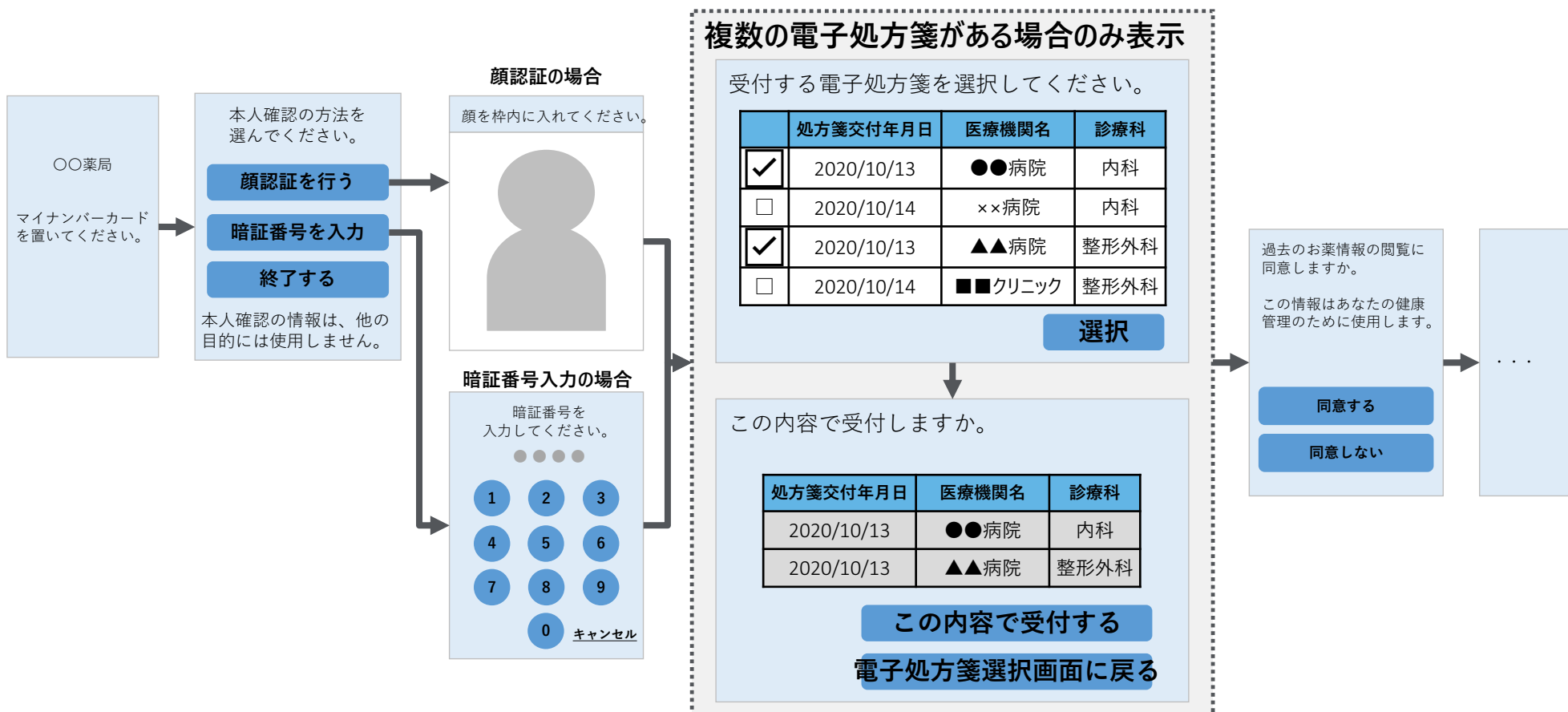
複数の電子処方箋が発行されている場合の対応について

- 複数の電子処方箋が発行されている場合の対応について、患者が特定の薬局以外に電子処方箋の存在を知られたくない希望に対応できるよう、以下の対応とする。
 - マイナンバーカードを有する患者は、顔認証端末にて患者が調剤を依頼する電子処方箋を選択できる運用とする（次頁参照）
 - マイナンバーカードを有さない患者の場合には、患者が薬局に調剤を依頼する電子処方箋のアクセスコードを提示する運用とする（「マイナンバーカードを有さない本人、または本人以外が来局時の対応」参照）

複数の電子処方箋が発行されている場合の対応について マイナンバーカードを有する患者の場合

マイナンバーカードを有する患者は、顔認証端末にて調剤を依頼する電子処方箋を選択できるようにすることを想定する。

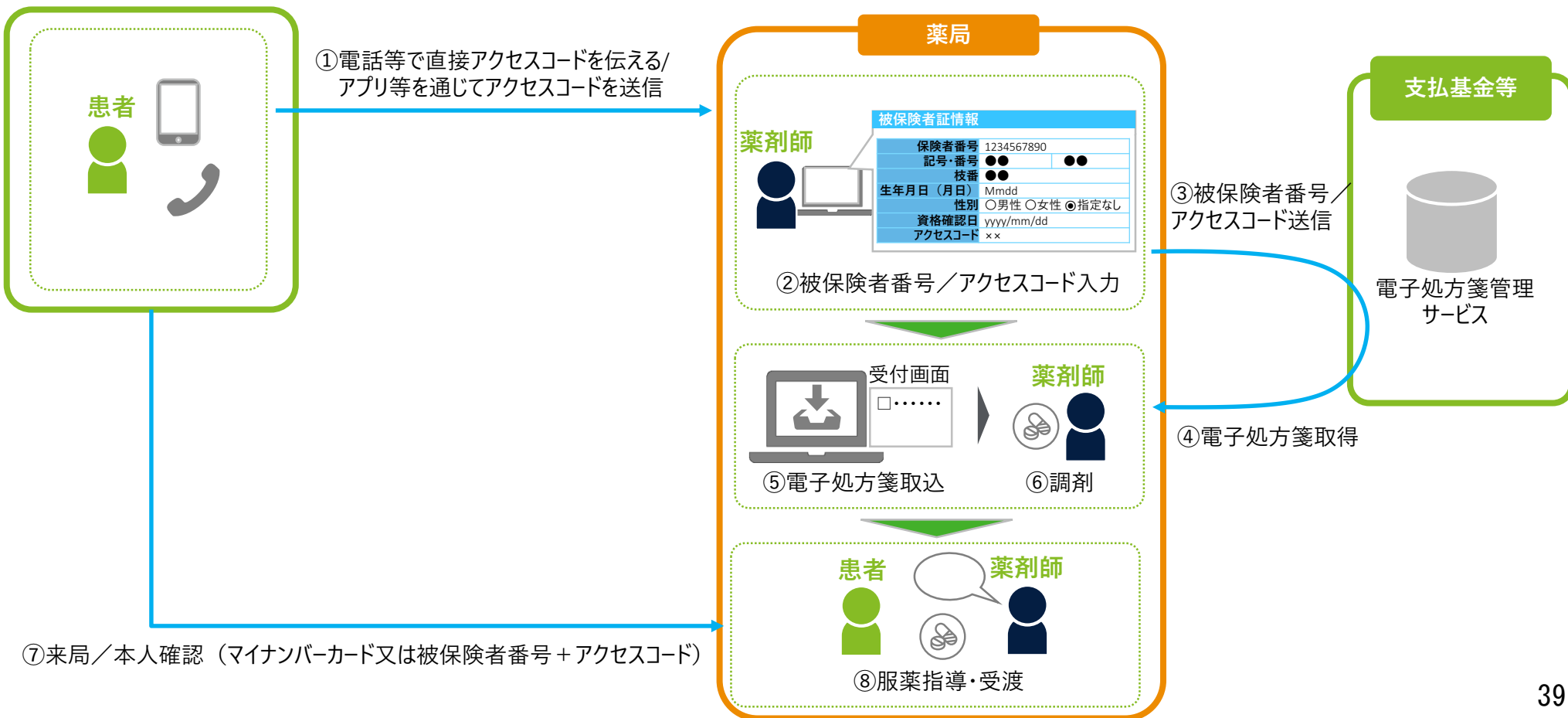
マイナンバーカードを持っている患者による調剤を依頼する処方箋の選択



電子処方箋の事前送付

現在、お薬手帳アプリで紙の処方箋の写真を撮り、事前送付を実施している例もあるため、同程度又はそれ以下の手間で事前送付できる仕組みとする必要がある。各薬局で利用しているお薬手帳アプリやSMS、電話等、既存の仕組みの活用や、アクセスコードを薬局へ伝えることで電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取得できるようにすることを想定する。

電子処方箋の事前送付（案）



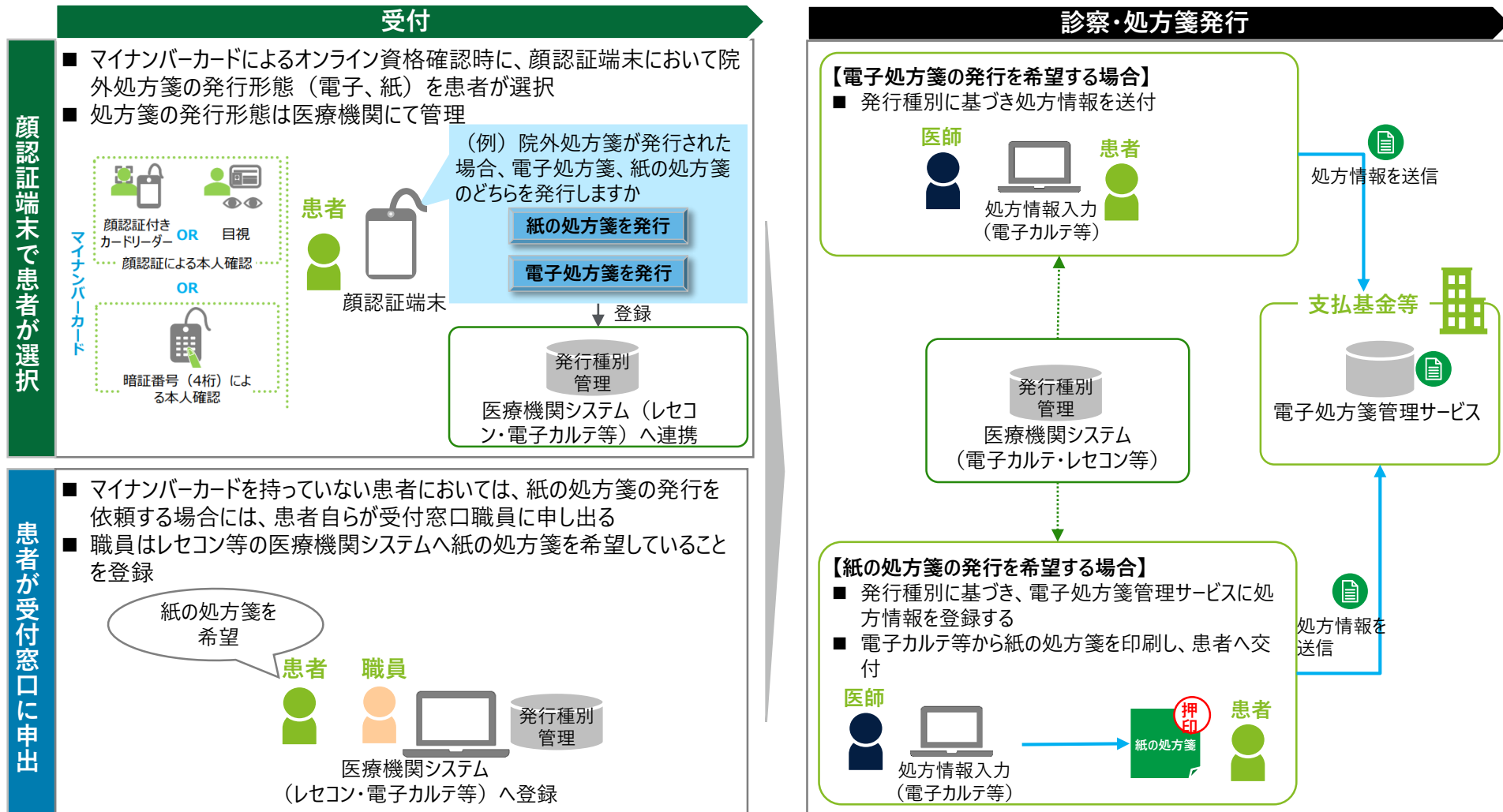
(3) 電子処方箋の機能

④ 患者が紙の処方箋を希望した場合の対応について

紙の処方箋を希望する患者への対応

マイナンバーカードを保有している患者においては、顔認証端末による資格確認時に、院外処方箋が発行された場合に電子処方箋、または紙の処方箋を選択できるようにすることを想定する。一方、マイナンバーカードを持っていない患者においては、電子処方箋を基本とするが、紙の処方箋の発行を希望する場合には、患者自らが受付窓口に出ることを想定する。

医療機関は、患者が選択した処方箋の発行形態に合わせて処方箋を患者に交付する。



(3) 電子処方箋の機能

⑤ 電子処方箋の真正性確保について

電子処方箋の真正性確保

HPKIの仕組みを活用の他、HPKIの課題も踏まえ、他の方法による真正性確保策についても継続して検討する

HPKIの課題

検討項目	概要
電子処方箋発行時の都度の署名への対応	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名の際には、<u>医師・薬剤師認証のためにPIN（パスワード）入力が必要</u>であるが、電子処方箋発行時に都度のPIN入力をするには手間がかかる
HPKIカード忘れ・紛失への対応	<ul style="list-style-type: none"> <u>HPKIカード忘れや紛失など、手元に無い場合</u>は、当該医師・薬剤師による電子署名を行うことができないため、<u>手元にHPKIカードがない場合の代替手段を検討する必要がある</u>
HPKIカード普及策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <u>電子処方箋の活用を進めるためには、HPKIカードの普及率を鑑みた対応が必要。</u>

(3) 電子処方箋の機能

⑥処方・調剤情報及び調剤済み電子処方箋の保存期間について

処方・調剤情報の保存期間及び調剤済み電子処方箋の保存について

オンライン資格確認等システムでレセプトの薬剤情報が見られるようになるまで（最大1.5ヶ月程度）と月遅れ請求分を考慮して、2～3ヶ月分を処方・調剤情報の基本的な保存期間とし、長期処方等の場合の長期間保存の必要性和コスト等を総合的に踏まえ決定するものとする。

また、薬剤師法第27条に基づき調剤済みとなった日から3年間保存することとされている調剤済み電子処方箋を、薬局からの委託により電子処方箋管理サービスにおいて保存する機能を付加することについては、そのメリットや費用負担の在り方、運用コスト等を踏まえ引き続き検討する。

医師・薬剤師

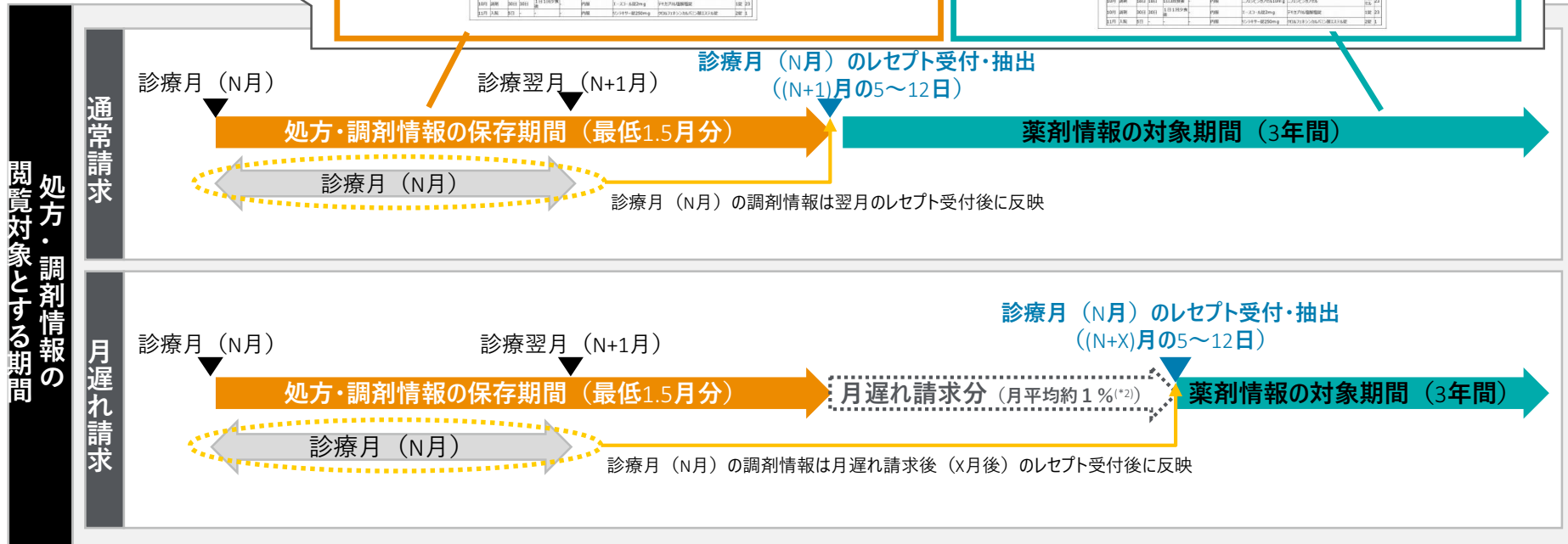


■ 電子処方箋から抽出するオンライン資格確認等システムの薬剤情報（右記）以降の処方・調剤情報

氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報

■ 医科・調剤レセプトの薬剤情報（オンライン資格確認等システムでは3年間保存）

氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報
2023年 01月 01日	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報	調剤情報

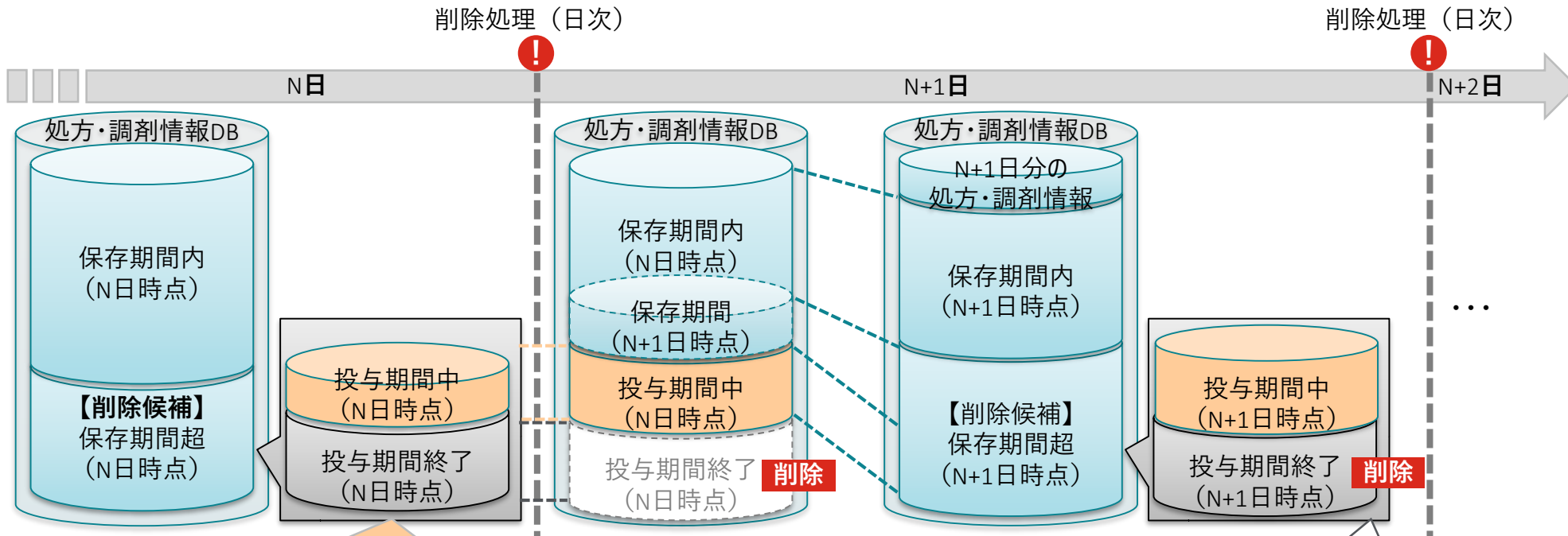


(*1)「オンライン資格確認等システムに関する運用等の整理案（概要）（令和元年6月版）」では、「薬剤情報の抽出タイミングはレセプト受付（診療翌月の5日～12日）後を想定されている

(*2)支払基金提供資料

処方・調剤情報の削除処理について

保存期間を超過した処方・調剤情報は、日次単位で削除を行う。なお、長期処方に対する重複投薬等の確認を行う必要性を考慮し、調剤実施日からの投与日数が、保存期間を超過していない処方・調剤情報は、投与期間が超過するまで削除しないこととする。



保存期間を超過した処方・調剤情報を削除する。
 但し、**投与期間内**（調剤実施日からの投与日数が保存期間を経過していない）の薬剤は**削除対象外**とする。
 (例) 調剤実施日 - 削除処理日 ≤ 投与日数 ⇒ 保存 (削除対象外)
 調剤実施日 - 削除処理日 > 投与日数 ⇒ 削除

保存期間を超えて処方された薬剤は、左記条件で削除対象の条件に一致した時点で削除する。

(3) 電子処方箋の機能

⑦処方・調剤情報の活用について

電子処方箋管理サービスへ登録する調剤情報

薬局から電子処方箋管理サービスに送信する「調剤情報」は、「電子処方箋を調剤済とするための情報」である既存の調剤済み処方箋への記載事項に加え、重複投薬等の確認機能を最低限機能させるために必要な、調剤録の一部の記載事項を追加することを想定する。また、その他個々のケースに応じて有益な情報提供等を可能とするための自由記載欄の追加等も併せて検討する。

法的に作成義務のある文書（調剤済み処方箋、調剤録）の項目	調剤情報（案）	（参考）調剤録の記載事項 ^{*3}	
患者氏名	処方箋に記載済みの項目 ^{*1}	✓	
年齢		✓	
薬名		✓	
分量		✓	
用法			
用量			
発行年月日			
使用期間			
病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所			✓
医師の記名押印又は署名			✓
調剤済みの旨（その調剤によって当該処方箋が調剤済とならなかったときは調剤量）	✓		
調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日	✓	✓	
調剤量	○	✓	
調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地	✓		
医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容	✓	✓	
医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容	✓	✓	
薬剤師の記名押印又は署名	✓	✓	
患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別		✓	
当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間	○	✓	
当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目、請求点数及び患者負担金額	○	✓	

■ 法令上、調剤済み処方箋の記載項目とされている項目（✓）
*1を、薬局から連携

■ 加えて、法令上の規定項目ではないが、重複投薬等の確認機能に必要な項目（○）を連携

■ 重複投薬等の確認機能に必要な項目は、調剤録に必要な記載事項から引用できるようにする

出所：*1「医師法施行規則第21条」「歯科医師法施行規則第20条」、*2「薬剤師法第26条」「薬剤師法施行規則第15条」、*3「薬剤師法第28条」「薬剤師法施行規則第16条」「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取り扱いについて（令和2年11月10日 保医発1110第1号）」を基に作成

薬局業務を想定した「調剤情報」の連携方法について

調剤情報の連携に際して、紙の処方箋では手書きで記載していた調剤済み処方箋の記載事項を、手書きに代わり薬局システムに入力する必要がある。薬局の業務増となることを避けるために、重複投薬等の確認機能を機能させるために必要な調剤録の一部の記載事項は、調剤録から自動的に連携される仕組みとすることを想定する。

法的に作成義務のある文書（調剤済み処方箋、調剤録）の項目	調剤情報生成方法	現在の記録業務 ^{*1} (手書き記載又は入力 ^{*2})
患者氏名	電子処方箋から自動連携	QRコードor入力
年齢		QRコードor入力
薬名		QRコードor入力
分量		QRコードor入力
用法		QRコードor入力
用量		QRコードor入力
発行年月日		QRコードor入力
使用期間		QRコードor入力
病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所		QRコードor入力
医師の記名押印又は署名		医師名を入力
調剤済みの旨（その調剤によって当該処方箋が調剤済とならなかったときは調剤量）	入力	手書き or スタンプ
調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日	システム日付から自動取得	手書き or スタンプ
調剤量	自動取得 ←	入力
調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地	システムから自動取得	手書き or スタンプ
医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容	自動取得 ^{*3} ←	手書き + 入力
医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容	自動取得 ^{*3} ←	手書き + 入力
薬剤師の記名押印又は署名	入力	記名押印or 署名
患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別		QRコードor入力
当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間	自動取得 ←	入力
当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目、請求点数及び患者負担金額	自動取得 ←	入力

■ 現在処方箋に手書きしている項目の一部は入力に代わる
 ■ 既に薬局システムに入力する運用となっている項目については、自動連携される

出所：「医師法施行規則第21条」「歯科医師法施行規則第20条」、「薬剤師法第26条」「薬剤師法施行規則第15条」、「薬剤師法第28条」「薬剤師法施行規則第16条」「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取り扱いについて（令和2年11月10日 保医発1110第1号）」よりトーマツ作成

*1調剤録を処方箋の裏に印刷して管理している一薬局の例として作成している

*2入力は薬局システム（レセコン）へ行っている

*3現在、薬局システム（レセコン）等へ疑義照会の内容を入力している場合は当該情報が自動入力されるが、手書きの場合は入力する

電子処方箋管理サービスへ登録する調剤情報 薬局業務の変化

現状（代表的な例）

処方箋受付

処方箋のQRコード読み込む、または処方箋の内容を薬局システム（レセプトコンピュータ）に打ち込む



- ①受付 ②QRコード読み込み又は処方箋内容の入力 ③情報取得
～調剤、投薬・服薬指導終了後～

調剤済み処方箋への記入

調剤済みの処方箋に、法で定められた記載事項を記入し、押印する



手書きでの記入と押印

調剤録の作成

薬局システム（レセプトコンピュータ）へ調剤録の必要事項の入力後、当該情報を処方箋の裏側に印刷をし、調剤録に押印又は署名^{*1}をして保管する



- ①システムへ入力 ②調剤録の印刷・押印

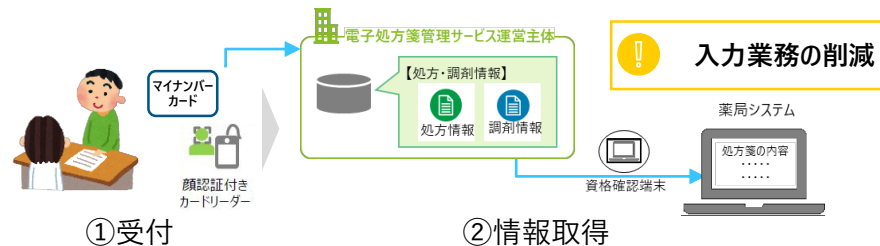
薬局システムへの入力事項は相対的に増えるものの、システム上既に含まれている項目もあることから大幅な入力項目の増加は想定されない

*1法令上では、調剤した薬剤師の氏名が必要であるが実運用上、押印又は署名を行う運用がみられる

電子処方箋導入後

処方箋受付

電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取得する



- ①受付 ②情報取得

～調剤、投薬・服薬指導終了後～

調剤済み処方箋への記入

調剤済みの処方箋に法で定められた記載事項を記入し、押印する

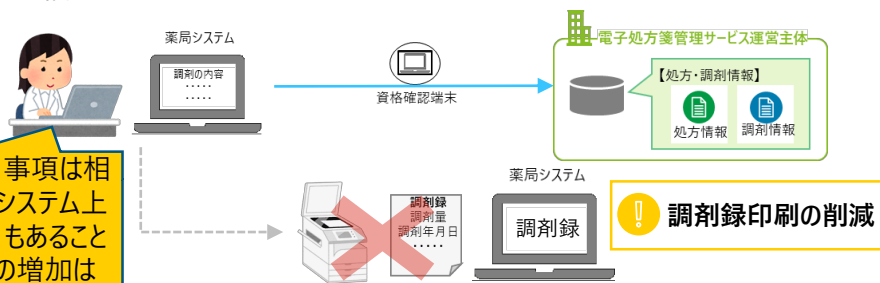


手書きでの記入と押印

代替

調剤情報の入力（調剤録の作成）

薬局システム（レセプトコンピュータ）へ調剤済み処方箋、及び調剤録の記載事項（調剤情報）を入力する^{*2}。システムへの情報登録時に、現行の押印に代わる電子署名を施すことで、電子処方箋管理サービスに情報が送信される



調剤録印刷の削減

*2薬局の運用上、入力事項ごとに入力を担当する薬剤師が異なる場合がある

電子処方箋における処方・調剤情報の参照項目及び方法

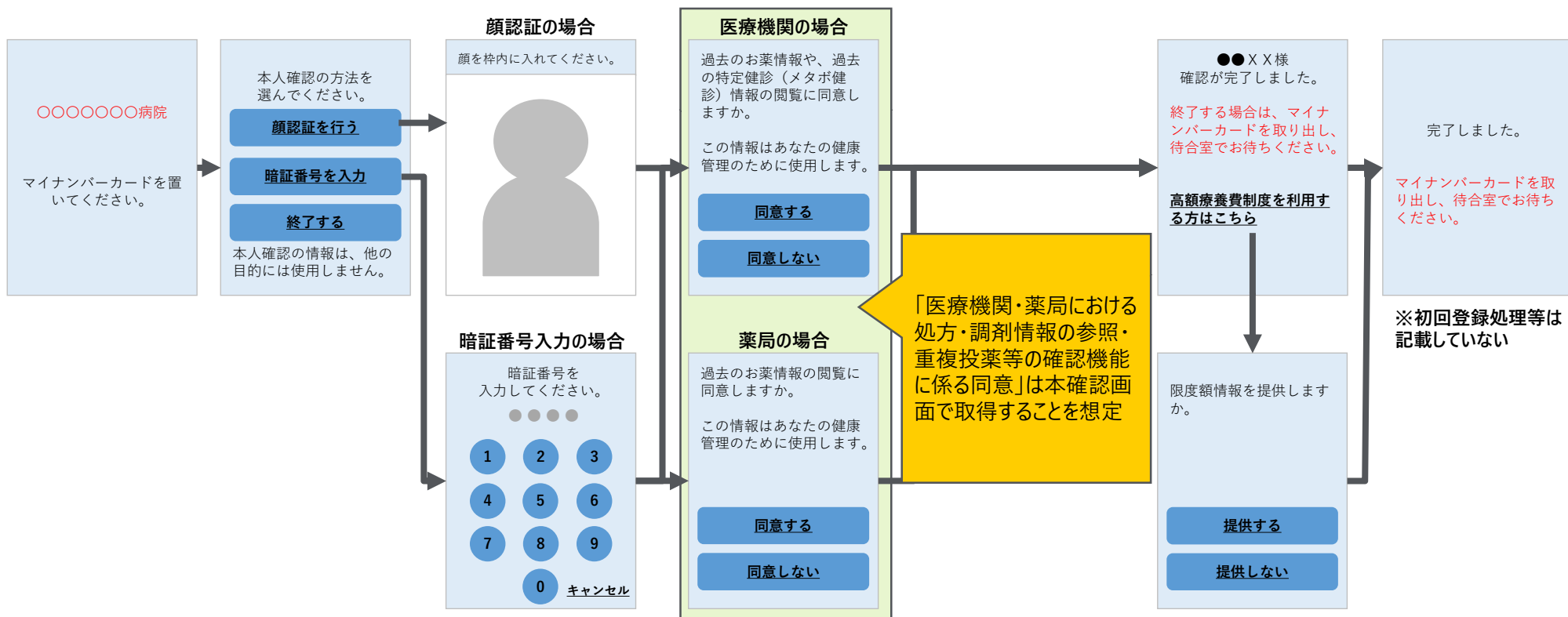
紙の処方箋であっても、電子処方箋管理サービス上で調剤情報を管理する方向性に併せて、院外処方処方・調剤情報、入院及び院内処方処方・調剤情報をまとめて、医療機関・薬局において参照可能とすることを想定する

項目	(参考)【オンライン資格確認等システム】 薬剤情報 (レセプト情報)	【電子処方箋】 処方・調剤情報
データ取得元	✓ レセプト電算データ (内科レセプト、DPCレセプト、歯科レセプト、調剤レセプト)	✓ 電子処方箋管理サービスに保存された処方・調剤情報
データ取得可能期間	✓ 3年前～直近約1ヶ月前まで (3年間保存を想定)	✓ 過去2～3ヵ月を想定
対象データ	✓ 院内処方、入院処方、院外処方	✓ 院外処方のみ
連携ファイル形式	✓ XML ✓ PDF	✓ 左記と同様 (XML、PDF)
閲覧項目概要	✓ 患者情報 (氏名・生年月日・性別・年齢) ✓ 保険情報 (保険者番号、被保険者番号) ✓ 処方情報 (処方箋発行元医療機関、診療・調剤年月、処方区分、使用区分、医薬品名、製品名、用法・特別指示、数量・単位、回数・日数)	✓ 左記の薬剤情報と同様の項目に加え、処方箋の備考欄等を閲覧項目とすることを検討する
留意事項	✓ 返戻・再請求レセプト情報は対象外 (発生頻度は1%/月以下)	✓ オンライン資格確認等システム未導入の医療機関や薬局の情報は対象外
情報参照における特徴	✓ 概ね網羅的な薬剤情報参照が可能である ✓ 過去3年の薬剤情報の参照は可能であるが、レセプト情報であるため、レセプト請求前の薬剤情報の参照はできない	✓ 処方・調剤情報がリアルタイムで集約されるため、直近の情報も参照可能 (参照可能期間はデータ保存期間に依存)

医療機関・薬局における同意の仕組み

オンライン資格確認等システムを活用したレセプトの薬剤情報の閲覧についてはマイナンバーカードによる同意に限られている。これを踏まえ、調剤を終えた過去の処方・調剤情報の閲覧についても同様にマイナンバーカードに限って同意を取得することを想定する。なお、当該同意については、オンライン資格確認等システムの顔認証端末における資格確認時に併せて同意を得ることを想定する。

処方・調剤情報の参照、及び重複投薬等の確認機能に係る本人確認（同意）の仕組み

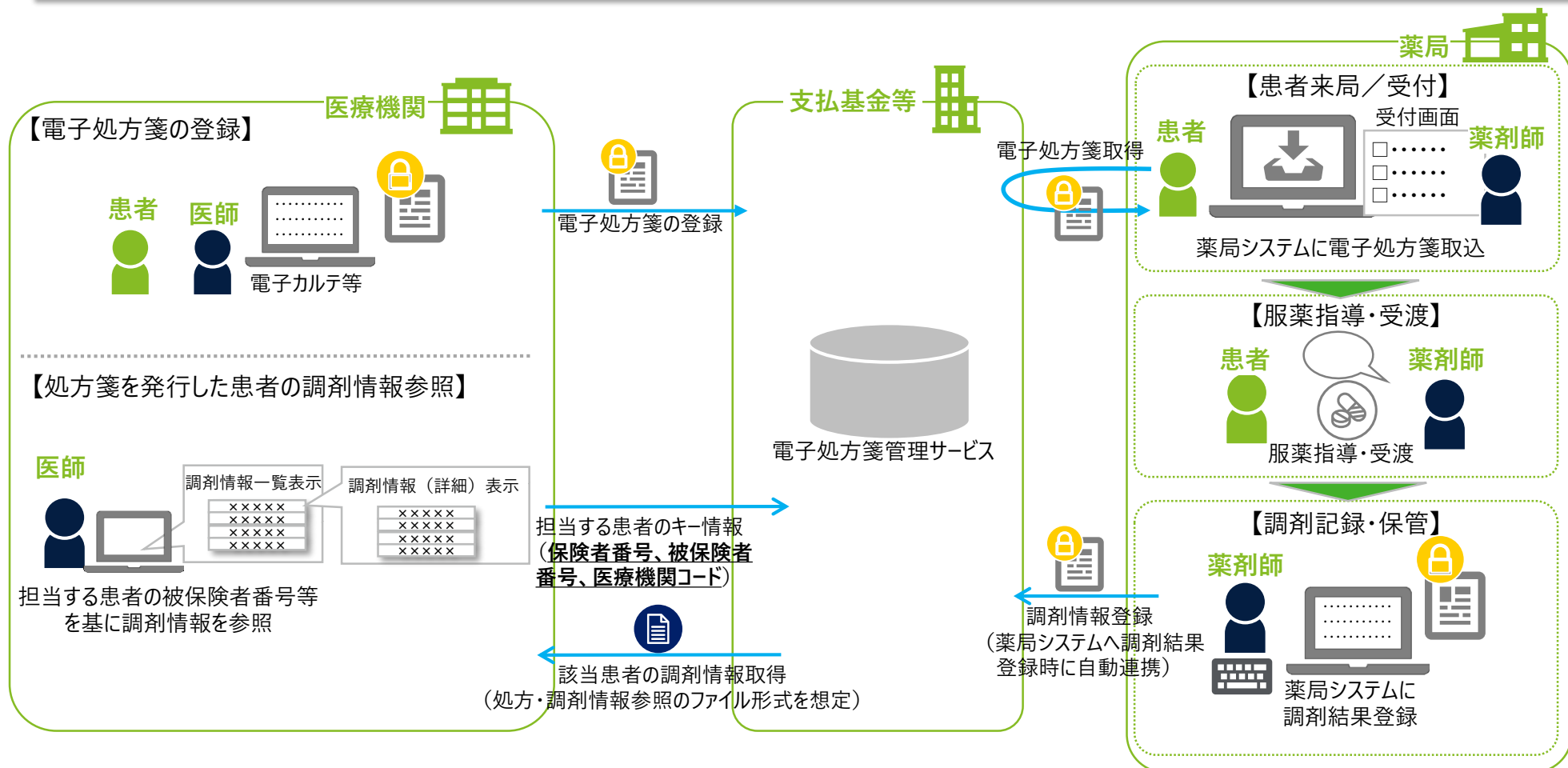


薬局から医療機関への調剤情報のフィードバック

○医療機関が調剤情報を入手する仕組みとして、

- ・薬局が調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録した後、
- ・医療機関が電子処方箋管理サービスに保管されている調剤情報を取りに行く仕組みとする。



※「薬局から医療機関に対する調剤結果の登録の形式やタイミング」や「疑義照会の効果的かつ効率的な仕組み及びルール」等について、引き続き検討を進めることとする。



重複投薬を未然防止する仕組み

- 重複投薬等の注意を促すメッセージを発するタイミングは、医療機関と薬局それぞれとし、ダブルチェックを行う体制とする
- 全ての医療機関・薬局において統一された重複投薬等の確認機能とするために、電子処方箋運営サービスにおいて確認を行い、注意を促すメッセージを発する仕組みとする。
- 注意メッセージ画面については、患者から過去の処方・調剤情報閲覧について同意を得られているか否かにより、どこまで表示できるかが異なる。このため、以下のような整理とする。

注意メッセージ画面の表示方法について（医療機関及び薬局それぞれで表示）

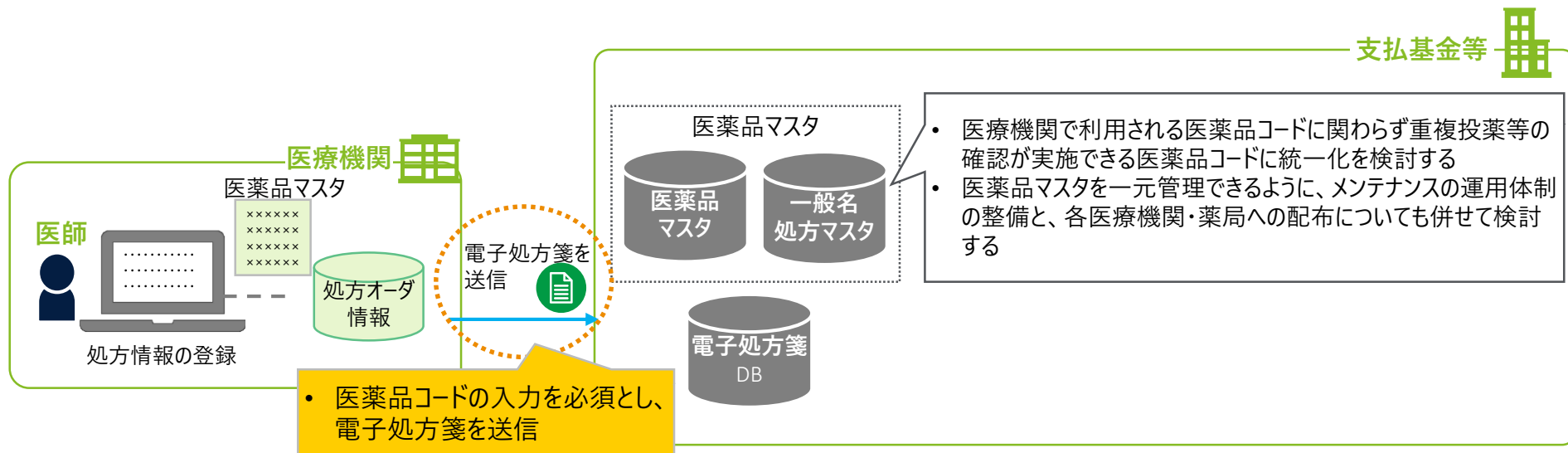
	患者同意が得られている場合	患者同意が得られていない場合
注意メッセージの方法	<p>✓ 処方・調剤情報参照に同意した患者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>詳細情報（重複している薬剤、処方医療機関、処方日、等）を含めた注意を促すメッセージを通知する</u> <p>注意メッセージ画面（例）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>重複投薬があります </p> <p>x月x日 トランサミン500mg (Xx病院) ...</p> </div>	<p>✓ 処方・調剤情報参照に同意していない患者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>処方選択したどの薬剤に重複投薬があるのか、を注意メッセージとして通知する</u> <p>注意メッセージ画面（例）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>選択した トランサミン500mg に重複投薬があります </p> </div>

重複投薬を未然防止する仕組み

「院外処方箋の2次元シンボル記録条件」や「電子処方箋CDA記述仕様」では、複数の医薬品コードの利用が認められているが、各医薬品コードの粒度が異なることを踏まえ、何れかの医薬品コードに統一する方向で継続して検討を進める。また、医薬品マスタを一元管理できるように、メンテナンスの運用体制の整備と、各医療機関・薬局への配布についても併せて検討する。

なお、重複投薬等の確認が実施できるように、医療機関から送信される電子処方箋の医薬品コードの入力は必須とする。

重複投薬等の確認機能で利用する医薬品コードについて



(参考) 「院外処方箋の2次元シンボル」、及び「電子処方箋CDA記述仕様」で利用できる医薬品コード

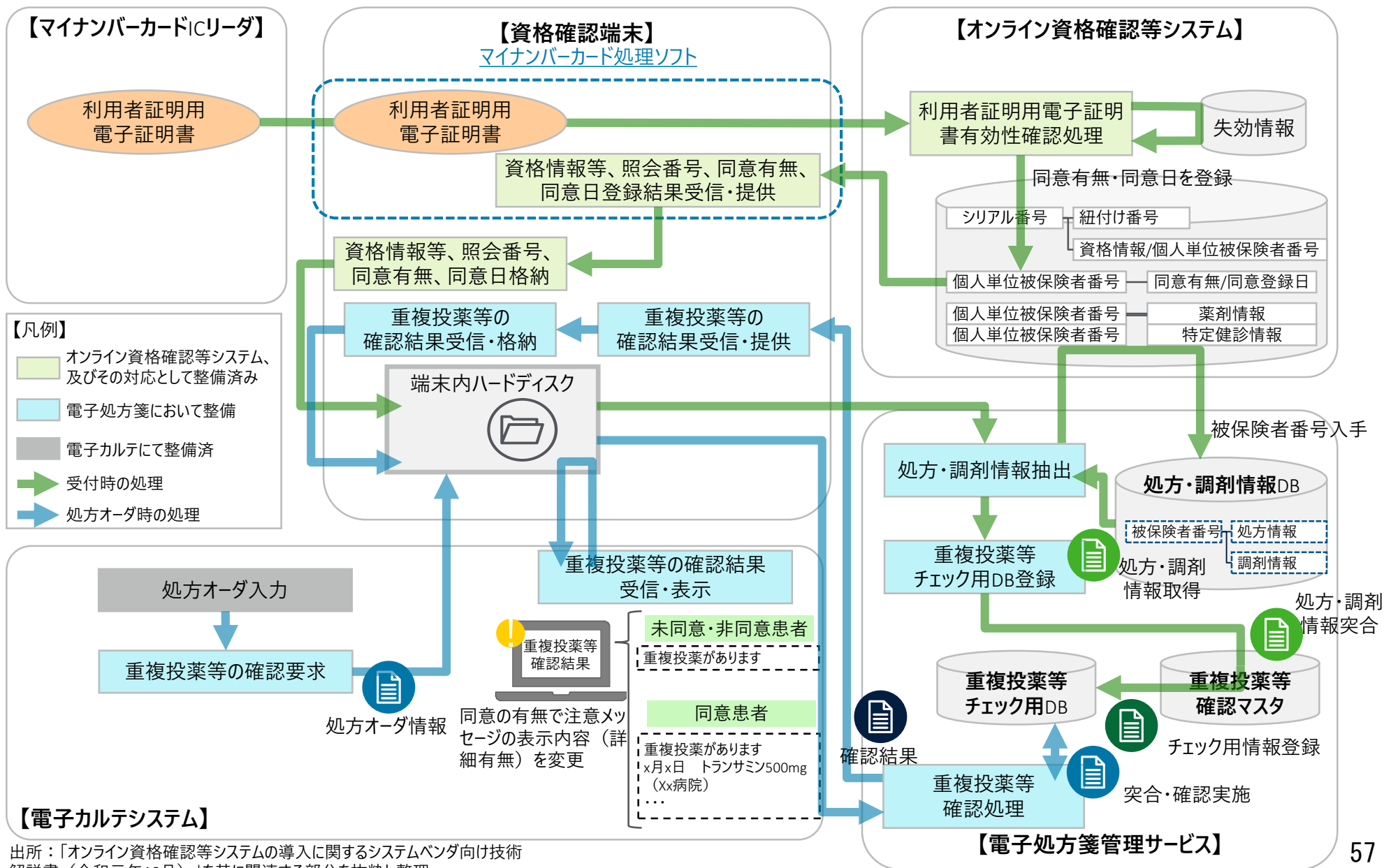
- ・ レセプト電算コード
- ・ 薬価基準収載医薬品コード (厚労省コード)
- ・ YJコード
- ・ HOTコード (9桁)
- ・ 一般名コード(厚労省)

※出所：JAHIS院外処方箋2次元シンボル記録条件規約 Ver1.6 (2020年3月)、電子処方箋 CDA 記述仕様 第1版 (平成30年7月)

重複投薬を未然防止する仕組み

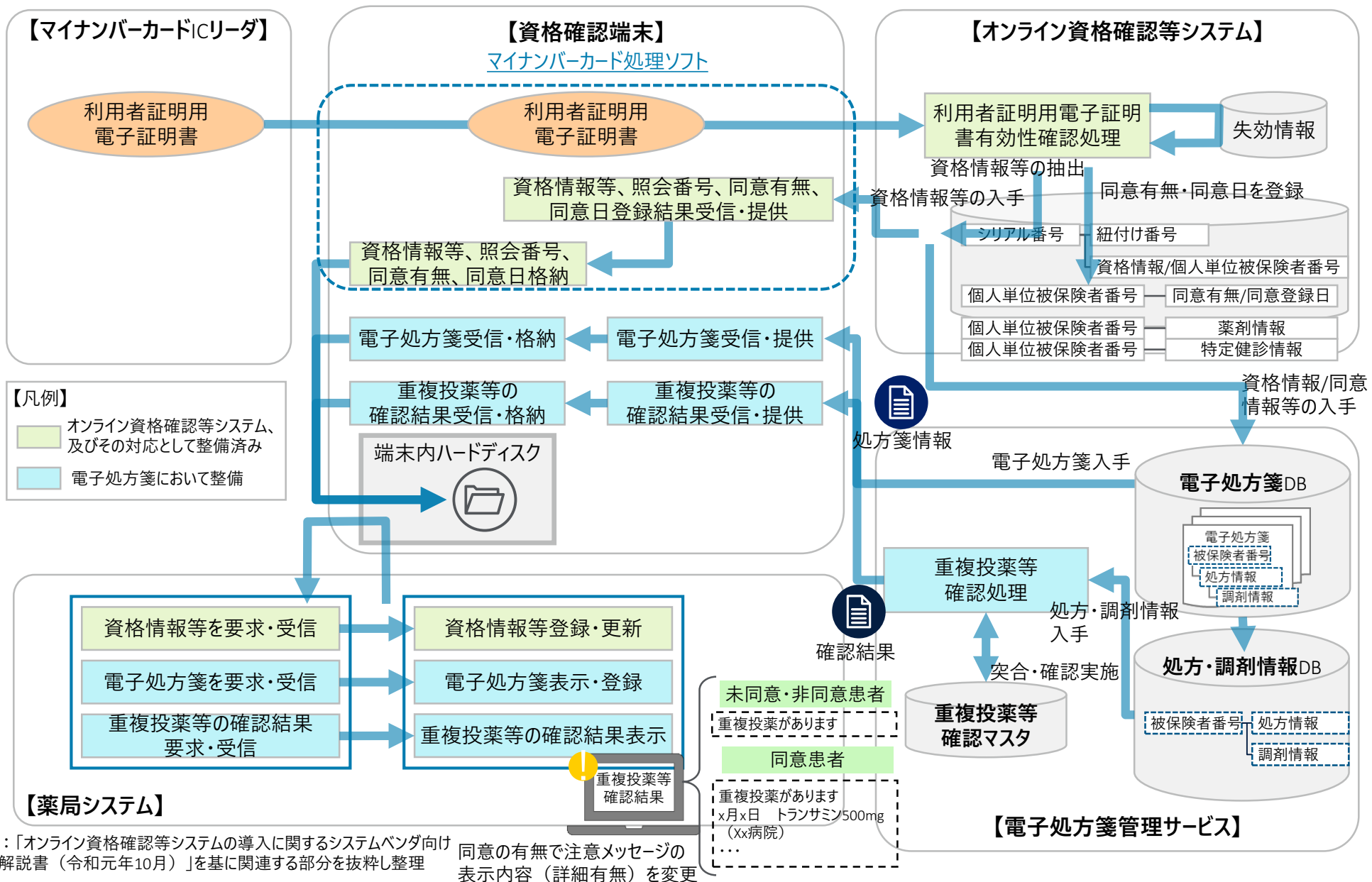
- 医療機関において重複投薬等の確認を実施する場合、電子カルテへの処方入力時に実施する必要があり、確認結果をすぐに医療機関へ返信する必要があるため、早期に確認結果を返信できるように受付の資格確認時に、当該患者のこれまでの処方・調剤情報を電子処方箋管理サービス内で事前取得しておく仕組みを想定する（次頁参照）
- 一方、薬局においては、調剤を実施する前に重複投薬等の確認結果を確認する必要があることを踏まえ、電子処方箋受付時にこれまでの処方・調剤情報に基づく重複投薬等の確認を実施し、確認結果を返信する仕組みを想定する

重複投薬を未然防止する仕組み（医療機関）



出所：「オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書（令和元年10月）」を基に関連する部分を抜粋し整理

重複投薬を未然防止する仕組み（薬局）

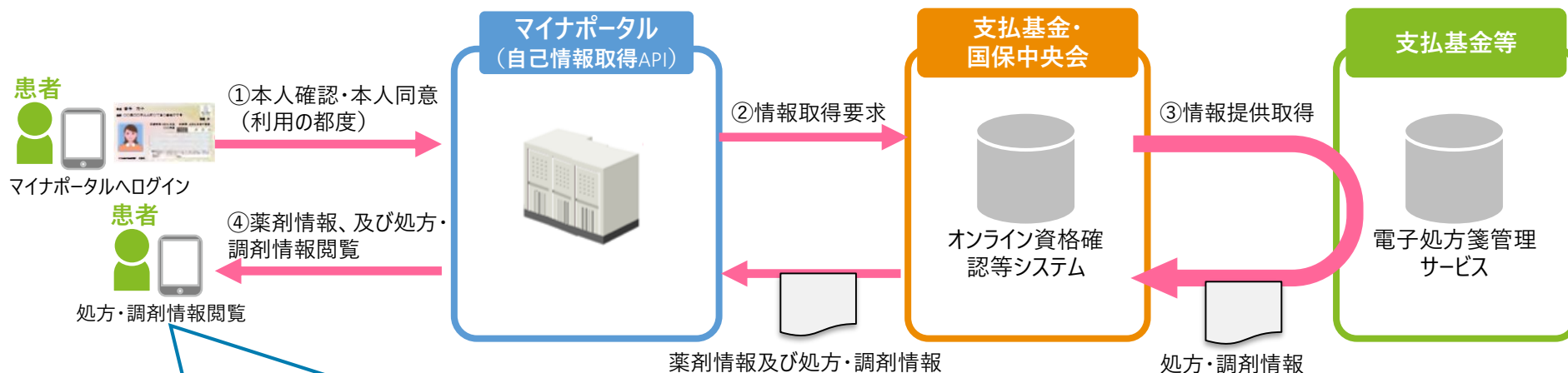


(3) 電子処方箋の機能

⑧マイナポータルを通じた処方・調剤情報の参照について

マイナポータルによる処方・調剤情報を参照するための仕組み

オンライン資格確認等システムにおけるマイナポータルによる薬剤情報参照の仕組みを活用し、電子処方箋管理サービスの処方・調剤情報を参照できる仕組みとする。オンライン資格確認システムの薬剤情報（院内処方、入院処方）と電子処方箋管理サービスの処方・調剤情報（院外処方）を合わせて、本人がマイナポータルで閲覧可能とする



処方実績										※後発医薬品が存在する場合		
診療月	病院名/薬局名 (処方箋発行元医療機関名)	処方日	処方箋の場合			内服/屯服/外用	先発/後発	薬剤名 ※商品名	数量 単位	回数	自己負担 相当額	後発医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額
			調剤日	用法	特別指示							
10月	〇〇クリニック	5日	-	-	-	内服	先発	ガスター-D錠 20mg	2錠	7	122円	55円
10月	〇〇クリニック	5日	-	-	-	内服	先発	プロレス錠12 12mg	1錠	7	373円	228円
10月	〇〇クリニック	5日	-	-	-	外用	-	リンデロン-VG軟膏 0.12%	5g	1	-	-
10月	□□薬局 (△△病院)	6日	6日	1日1回朝食後	-	内服	先発	アーチスト錠 10mg	1錠	23	333円	200円
10月	□□薬局 (△△病院)	7日	7日	-	痛みが強い際は 1日2錠	屯服	後発	ロキソプロフェンNa錠 60mg	23錠	1	-	-
10月	□□薬局 (△△病院)	18日	18日	1日3回食後	-	内服	後発	ニフェジピンカプセル 10mg	3カプセル	23	-	-
10月	□□薬局 (△△病院)	30日	30日	1日1回夕食後	-	内服	先発	エースコール錠 2mg	1錠	23	424円	30円

電子版お薬手帳における調剤情報を参照するための仕組み

マイナンバーカードを利用する場合、「自身の保健医療情報を活用できる仕組み（PHR）」における民間PHRサービス事業者とマイナポータルとのAPI連携（マイナポータルの自己情報取得API連携が予定されている）を踏まえ、既定の電子版お薬手帳のデータフォーマット仕様（JAHIS 電子版お薬手帳データフォーマット）を基本として電子版お薬手帳にダウンロードできる仕組みとすることを想定する

【API連携による民間の電子版お薬手帳との連携イメージ】

